

令和5年度丹波市人権施策推進状況報告

令和6年11月

丹波市まちづくり部人権啓発センター

目次

I はじめに	1
II 人権課題ごとの推進状況	2
1 同和問題（部落差別）	2
（1）人権教育・啓発の推進	2
（2）隣保館における活動の推進	5
（3）同和問題（部落差別）をめぐる差別事象等への対応	6
2 女性の人権	9
（1）男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	9
（2）あらゆる分野での女性の活躍	10
（3）ワーク・ライフ・バランスの推進	11
（4）あらゆる暴力の防止と根絶	12
（5）誰もが安心して暮らせる地域社会の実現	15
3 子ども・若者の人権	17
（1）子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進	17
（2）児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワークの充実	21
（3）いじめ、暴力行為、不登校等への対応	22
（4）子どもの貧困対策等、困難な問題を抱える子ども・家庭への取組	24
（5）若者と社会をつなぐ支援	25
（6）青少年の健全な育成のための環境整備の推進	26
4 高齢者の人権	28
（1）高齢者の人権を尊重する意識啓発	28
（2）高齢者虐待の防止と権利擁護の推進	29
（3）認知症への理解の促進	30
（4）生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり	31
（5）地域共生社会への取組	34
5 障がいのある人の人権	35
（1）障がいのある人の人権を尊重する教育・啓発の推進	35
（2）企業等における障がいのある人への理解の促進	38
（3）暮らしやすいまちづくりの推進	39
（4）障がいのある人への虐待防止	40
6 外国人の人権	42
（1）外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進	42
（2）生活支援の充実	43
（3）多文化共生社会の実現をめざす教育の推進	45
（4）多文化共生の地域づくり	46

(5) インターネットによる人権侵害やヘイトスピーチを許さない取組の推進	47
7 インターネットによる人権侵害	48
(1) インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発	48
(2) インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応	49
(3) 相談・支援の充実	50
8 性的マイノリティの人権	52
(1) 性的マイノリティの人権に関する教育・啓発の推進	52
(2) 性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり	53
(3) 学校における性的マイノリティの理解促進	54
9 その他の人権課題	56
(1) 感染症患者等の人権	56
(2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題	57
(3) アイヌの人々の人権	58
(4) 刑を終えて出所した人の人権	59
(5) 犯罪被害者の人権	60
(6) ホームレスの人々の人権	60
(7) 拉致被害者等の人権	62
(8) 人身取引	63
(9) 様々な人権	63
(10) 人権全般	66

I はじめに

本市は、平成 18 年 10 月に人権尊重のまちづくりをすすめるため、人権施策推進の基本的な考え方や人権施策の方向を示した「丹波市人権施策基本方針」を策定しました。その後、平成 27 年 3 月に「第 2 次丹波市人権施策基本方針」を策定、令和 4 年 3 月に「第 3 次丹波市人権施策基本方針」(以下、「基本方針」という。)を策定しました。

基本方針では、人権尊重の理念に基づき、人権課題の解決に向けた「施策の方向性」が示されており、この方向性に沿った施策の推進状況を管理することで、今後の人権施策の充実を図ることとしております。

本書は、基本方針に基づくもので、令和 5 年度の人権施策の推進状況を報告するものです。

基本方針に記載の「第 4 章人権課題への取組」における「施策の方向性」に沿った主な施策・取組を中心に取り上げ、とりまとめています。

【記載内容の概要説明】

(1) ○○○○○○○○○○○○○○○の推進

施策の方向性

①○○○○○○○○○○○○○○○○○○

②○○○○○○○○○○○○○○○○○○

施 策 の 方 向 性

令和 5 年度の主な取組

- ・「施策の方向性」に沿った令和 5 年度の主な取組を記載しています。
- ・各取組項目の初めに記載の数値①、②・・・は、「施策の方向性」の附番①、②・・・に対応しています。

主 な 課 題

- ・取組結果から判明した課題を記載しています。

今後の取組・方向性

- ・課題を踏まえ、令和 5 年度以降の取組方法や方向性を記載しています。

今後のスケジュール

- ・今後の取組・方向性を踏まえ、令和 6 年度以降に実施予定の具体的なスケジュールを記載しています。

Ⅱ 人権課題ごとの推進状況

1 同和問題（部落差別）

（１）人権教育・啓発の推進

施策の方向性

- ①学校教育では、これまで培ってきた同和教育の成果を生かしつつ、同和問題（部落差別）について理解を深める学習を行うとともに、互いを認め合い共に生きる共生社会の実現に主体的に取り組む実践力の育成を図ります。また、教職員が同和教育、人権尊重の理念について認識を深め、人権感覚を十分身に付けるための研修を実施するとともに、児童生徒への人権教育の充実に向け、指導内容の工夫改善を図ります。
- ②社会教育においては、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、学習機会の充実や学習資料の工夫に努めます。
- ③「部落差別解消推進法」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。
- ④広く市民の人権意識の高揚を図るため、広報紙やホームページ、パネル等を活用した啓発を実施するとともに、講演会や研修会の開催など同和問題（部落差別）への正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を関連機関と連携して取り組みます。
- ⑤市職員が同和問題（部落差別）の正しい理解と認識を深め、自らのこととして主体的に行動できるよう、研修を実施します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【学校教育課】

- ①初任、2年次、3年次研修該当者及び希望者対象の丹波市人権教育研修会を実施し、市内の同和教育に熱心に取り組まれている教員からの講義や、実践豊富な先輩として教員8名をアドバイザーとしたグループ協議を行った。講師、アドバイザーとは事前に、若手教員の現状や、研修の目的を共通理解した上で研修を行い、若手教員の不安や疑問に寄り添いながら、人権・同和教育への理解、自身の意識を高めるとともに学びを深める研修となった。終了後のアンケートでは、すべての参加者が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた」と回答した。
- ①6年生対象の地域別小学校人権交流会を実施した。オンラインなども活用しながら、各地域の学習テーマに基づき分散会や感想交流、事前学習を伴う発表、中学校と連携した意見交流を取り入れるなど、工夫ある取組ができた。

主 な 課 題

【学校教育課】

- 対象を若手教員としているため、同和問題（部落差別）をはじめとする人権課題への理解や授業実践への不安や悩みに寄り添う研修は今後も重要である。
- 小学校人権交流会の取組内容を把握し、学びを深め工夫ある取組につなぐ必要がある。

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 次年度においても実践豊富な講師による講義及びアドバイザーによるグループ協議を伴う研修を実施し、同和問題についての理解を深めるとともに、参加者の不安や疑問、課題に寄り添いながら、人権教育について学ぶことで、教育実践力や専門性の向上を図る。
- 小学校人権交流会の取組について細かに把握し、取組を検証するとともに、各地域間の取組内容の共有を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【学校教育課】

- 丹波市人権教育研修会
 - ・ R6年8月 講師及びアドバイザー事前打ち合わせを行う。
 - ・ R6年8月 研修会を実施する。
 - ・ R7年2月 教職員同和問題に関する意識調査を実施する。
- 地域別小学校人権交流会
 - ・ R6年8月 取組計画書報告依頼する。

施策の方向性

②、③、④

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ②④隣保館事業として、人権歴史講座（3回）やじんけんセミナー（4回）をフィールドワークも取り入れ開催し、広く市民が同和問題（部落差別）について学ぶことができた。
- ③各種講座や研修会において「部落差別解消推進法」のチラシを配布し、法の周知を行った。
- ④令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習すすめ方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ④FMラジオ放送の番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」や市広報紙のコラム「じんけんのとびら」を活用し、同和問題（部落差別）を身近に捉えてもらうことができるよう啓発を行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 講座の内容・講師の選定、人権講座の市職員・教職員への周知、人権啓発センターや隣保館所有の教材（DVD）の活用の周知など、今ある事業に工夫を加えて取り組んでいるが、より多くの市民に関心をもってもらう工夫と内容の充実が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 同和問題（部落差別）への正しい理解の促進と差別意識解消に向けて、継続して効果的な人権教育・啓発に取り組み、内容を充実させる。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【人権啓発センター】

- 人権歴史講座やフィールドワーク、じんけんセミナーの開催。
- 自治会の住民人権学習推進員などへの支援を行う。
- 同和問題に関する職員研修会を行う。
- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 広報紙、FMラジオなどを通じて、市民に啓発を行う。
- 「ネット社会における部落差別と人権」と題した出前講座を行い、自治会における住民人権学習を推進する。

施策の方向性

⑤

令和5年度の主な取組

【職員課・人権啓発センター】

- ⑤「同和問題」をテーマとした研修を、全課において年1回以上実施した。
- (1) 団体が開催する集会等に参加した。
 - ・人権啓発研究集会 1人
 - ・兵庫県人権教育研究大会丹波地区大会 10人
 - ・兵庫県人権教育研究大会中央大会（兼全国大会） 5人
- (2) 市や団体等が実施する講演会や研修会に参加した。
 - ・「同和問題（部落差別）に関する職員研修会」 103人
 - ・「丹の里人権のつどい」 33人

主な課題

【職員課・人権啓発センター】

- 令和元年度に実施された「人権に関する職員アンケート」の結果、「同和地区や同じ小学校区にある住宅購入・賃貸について」の忌避意識について、市民意識調査の結果よりは低いものの、約1割の職員が避けると回答している状況である。
- 忌避する基準は、職員自身の中にある基準と間違った部落問題の認識によって生まれていることについて、職員自身が理解できていない傾向にある。

今後の取組・方向性

【職員課・人権啓発センター】

- 忌避意識への取組として、正しい部落問題の認識を徹底させるため、「同和問題」をテーマとした研修を各課において、当面の間、年1回以上必ず行う「必須研修」として位置付ける。
- 団体が開催する集会等に参加したことがない職員を積極的に参加させる。（部落解放研究全国集会、県人権教育研究大会丹波地区大会、県人権教育研究大会中央大会など）
- 市や団体等が実施する講演会や研修会に積極的に参加させるため情報提供を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【職員課・人権啓発センター】

- 職場内研修の必須研修として、「同和問題」を設定する。
- 同和問題に関する職員研修会を実施する。
- 団体が開催する集会に、これまで参加したことがない職員を選考し参加させる。
- 人権・同和問題をテーマとした講演会や研修会の周知を行い、自主研修として参加するよう啓発を行う。

(2) 隣保館における活動の推進

施策の方向性

①隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の相談や人権にかかわる相談などの各種相談に応じたり、人権課題解決のための各種事業を総合的に行ったりする社会福祉施設です。今後も、同和問題（部落差別）の解決に向け、啓発事業や地域交流事業の開催、相談・支援活動の充実に取り組めます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①隣保館は、市内に3館設置しており、同和問題（部落差別）の解消に向け、啓発事業や相談事業、地域交流事業などに取り組んだ。
- ①住民の人権や生活上の様々な相談を受ける総合生活相談を開催した。（相談件数 105 件）
- ①部落史の時系列的な理解をさらに深めるための講座として人権歴史講座を開催し（3 回、参加者 93 人）、参加者の理解度 92%と満足のいく内容となった。また、じんけんセミナー（4 回、参加者 156 人）についても、同和問題、ひきこもり、こどもなどのテーマを取り上げ、参加者の理解度 100%と高い評価であった。
- ①地域住民相互の交流・促進を図り、人権意識を高めながらあらゆる差別の解消をめざし、地域交流事業（剪定教室や料理教室など）を開催した。（5 回、参加者 99 人）
- ①市内の小学 5・6 年生及び中学生を対象に人権に関する標語を募集し、優秀な作品について表彰を行うとともに（応募作品 222 作品）、商業施設で応募作品のパネル展を行い、周知啓発した。
- 様々な課題を抱えたこどもを対象に、課題の解決に向けた支援や地域の人々との交流によって自己実現につなげていけるように居場所を提供し、また相談にも対応できる体制を構築して、子どもまたはその家族を支援した。（実施回数 26 回、学習支援登録者 15 名：延べ 222 名、保護者相談支援 7 件）
- 地域住民（高齢者）が気軽に集え、個人や地域が抱える課題を共に語り合う場づくりを行った。（12 回開催）

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 正しい理解と認識が進む一方で、偏見・差別意識は依然として残っている。
- 総合生活相談において、電話による相談件数は増加傾向であるが、出張相談については利用が少ない状況であるため、より相談しやすい体制づくりが必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 隣保館の認知度をより高め、地域住民のみならず、より多くの市民に利用される開かれた隣保館をめざし、周知、広報していく。

- 他の関係機関等とも連携を図り、市民に寄り添う相談窓口として支援の充実に取り組む。
総合生活相談において、市民のライフスタイルを考慮し、夜間・休日に相談日を設けるなど相談しやすい窓口を実施する。
- 同和問題（部落差別）をはじめ、様々な人権課題について理解を深め、解決につながるよう講座等を実施していく。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【人権啓発センター】

- 人権歴史講座やフィールドワーク、じんけんセミナーの開催
- 隣保館子どもの居場所づくり事業の実施
- 地域住民（高齢者）の居場所づくり事業
- 総合生活相談事業
- 地域交流事業の実施
- じんけん標語の募集、人権啓発パネル展の開催

（３）同和問題（部落差別）をめぐる差別事象等への対応

施策の方向性

- ① 同和問題（部落差別）に関する差別事象を理由とする人権侵害に対する相談については、法務局などの関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。
- ② 悪質な差別的な書き込みの防止を図るため、県内市町と情報の共有や連携を図りながら、「インターネットモニタリング」を実施するとともに、インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発を推進します。
- ③ 差別や身元調査につながる戸籍謄本等の不正取得の防止を図るため、本人通知制度の周知を図ります。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ① 住民の人権や生活上の様々な相談を受ける総合生活相談を開催し、必要に応じて関係機関と連携しながら、適切な助言を行った。（相談件数 105 件、内人権に関わる相談 67 件）

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 相談内容が複雑化してきており、様々な知識や情報のアップデートが必要であり、関係機関とのより一層の連携も不可欠である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 相談を受けた際には、引き続き関係機関と連携を図り、迅速な対応を行う。
- 近年の新たなネット上の人権侵害に対してや総合生活相談にも対応できるよう、研修参加や調査により職員の質の向上に努める。

今後のスケジュール

【令和6年度以降継続事業】

【人権啓発センター】

- 総合生活相談事業を継続して実施する

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ②インターネットモニタリングについては、「丹波市インターネットモニタリングマニュアル」に基づき、差別を助長する書き込みを監視し、発見した場合、掲示板管理人等に削除要請を行った。
- ②県内各市町で構成する人権担当者会議において、各サイトへの削除要請の方法や削除要請の判断基準などについて情報交換を行った。また、兵庫県人権啓発協会や先進的な取組を行っている尼崎市と情報交換を行った。
- ②インターネットによる人権侵害の相談窓口について、市のホームページで周知広報した。

主な課題

【人権啓発センター】

- モニタリングでは、書き込みに違法性があるかどうかを判断することが必要となってくるが、その判断が難しい。掲示板管理人等への削除要請は、強制力が無く、差別的な書き込みであっても削除されない場合がある。
- また、限られた時間の中で、インターネット上の書き込みをすべて見ることは不可能であり、モニタリングに関する職員のスキルの向上や情報の更新が必要である。
- 制度周知を行い、登録者の増加に努める必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- マニュアルに基づき、今後も差別的な書き込みの監視、削除の要請を続けていく。また、国、県や他市町の動向を確認しながら、効果的な取組について検討する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【人権啓発センター】

- 継続してモニタリングを行い、差別的な書き込みの監視、削除の要請を今後も続けていく。

施策の方向性

③

令和5年度の主な取組

【市民課】

- ③戸籍謄本等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止を図るため、証明書用窓口封筒（市民課、税務課、各支所において使用）への制度掲載、市広報紙への掲載（12月号）、市ホームページへの掲載（制度、申請書様式を含む）を行った。
- ③強化月間（12月）を設け、市民課及び支所における証明書発行時における制度周知のためのチラシの配布を行った。
- ③令和5年度においては13件の新規登録があり総登録数805件となった。

【人権啓発センター】

- ③本人通知制度について、人権講演会や研修会において制度周知のチラシを配布した。

主 な 課 題

【市民課】

- 本人通知制度の新規登録者数について、大きな増加がみられない。（令和5年度：13件、令和4年度：24件、令和3年度：93件、令和2年度：31件）
- 本人通知制度自体が、戸籍謄本等の不正請求を抑止することにつながることを目的とする中、引き続き制度の周知を図る必要がある。
- 周知の方法について工夫が必要である。

【人権啓発センター】

- 制度周知を行い、登録者の増加に努める必要がある。

今後の取組・方向性

【市民課】

- 引き続き、市広報紙、ホームページへの掲載や窓口封筒への制度掲載を継続し、市民の目に触れる機会を増やす。
- 制度周知の強化期間を設けたうえで、制度に係るチラシを作成し、証明窓口において積極的に配布するなど制度周知を図る取組を強化する。

【人権啓発センター】

- 講演会や学習会などにおいて、本人通知制度の説明を行う。また、広報紙などでも、制度について周知を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【市民課】

- 令和6年12月を制度周知のための強化月間とし同月に次の取組みを行う。
 - ・市広報紙へ制度の掲載
 - ・証明書発行時における制度周知のためのチラシの配布
 - ・人権イベント（人権のつどい）における制度周知のためのコーナーの設置

【人権啓発センター】

- 講演会や学習会などにおいて、本人通知制度の説明だけでなく、講演会場などで登録手続きができるように取り組む。

2 女性の人権

(1) 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

施策の方向性

- ①固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念が根強く残っていることから、あらゆる機会を通じて、ジェンダー問題の理解を深める教育・啓発を推進し、ジェンダー平等の実現に取り組みます。
- ②丹波市男女共同参画センターを拠点施設とし、社会的な課題を捉えた各種講座の実施や、情報提供、啓発、相談、交流の場を提供します

施策の方向性

①、②

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習すすめ方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ①②出前講座にて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたワークショップ等を行った。（自治会5回、自治協議会2回、市民団体1回、民生委員児童委員1回、小学校1回）
- ①②男女共同参画センターだよりを年に3回（5月・9月・1月）発行し、男女共同参画に関する情報を発信した。
- ①②男女共同参画センターを中心に、男女共同参画の意識を高めるために、講演会（1回）、推進員研修会（2回）をはじめ、基礎講座（3回）を開催した。

主な課題

【人権啓発センター】

- 固定的な性別役割分担に反対と考える市民の割合は、60%程度であり、全ての市民意識を変えることは難しい。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- あらゆる世代に対し、様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行う。
- 市民のニーズに対応した講座等を開催する。
- 地域の学習会に職員が出向く出前講座を開催する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【人権啓発センター】

- 出前講座にて、固定的な性別役割分担意識の解消に向けたワークショップ等を行う。
- 男女共同参画センターだよりを年に3回（5月・9月・1月）発行し、男女共同参画に関する情報を発信する。
- 男女共同参画センターを中心に、男女共同参画の意識を高めるために、講演会（1回）、推進員研修会（2回）をはじめ、基礎講座（3回）を開催する。

(2) あらゆる分野での女性の活躍

施策の方向性

①政策・方針決定過程への女性の参画や地域において女性の視点が生かされる取組などを推進するとともに、あらゆる機会・媒体を活用し、広報・啓発に努めます。

②女性が自らの意思に基づき働き方が選択できるよう、就業継続に必要な情報提供や、再就職や起業等をめざす女性に対する支援などに取り組みます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①市の審議会等における女性委員登用を35%にするという目標を掲げて、全庁あがての取組を行った。
- ①男女共同参画センターだよりにおいて、女性が参画して自治会事業を行った事例を取り上げた。

主な課題

【人権啓発センター】

- 女性委員の登用割合が30.4%と目標達成には至っていない。
- 男性だけでなく、女性をはじめとする多様な参画による地域づくりを進めることの必要性が浸透していない。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 女性委員の登用割合35%、女性委員の登用がない審議会を0にするため、女性委員の登用参画の意義を伝えるとともに、目標達成に向けた取組を行う。
- 地域活動に多様な参画を促すための広報を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【人権啓発センター】

- 市の審議会等における女性委員登用に向けて事前協議書提出案内を実施する。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【商工振興課】

- ②職場における女性の活躍を推進するための社内研修、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定、就業規則の作成又は改定に係る費用の一部の支援を行った。(29事業所)
- ②国が実施する仕事と家庭の両立支援等助成金の上乗せ助成及び当該助成金の申請のための社会保険労務士等への委託料の一部の支援を行った。(13事業所)
- ②仕事と家庭を両立するため、子の看護休暇や妊婦検診の休暇取得を奨励する支援を行った。(6事業所)
- ②女性従業員の資格取得やスキルアップのための教育訓練に要する費用の一部の支援を

行った。(48 事業所)

- ②丹(まごころ)ワークサポートたんばにおいて、子育てしながら働きやすい事業所の求人情報に特化して、就業継続に必要な情報の提供を行い、Bizステーションたんばにおいては、起業希望者の相談などを行った。

【人権啓発センター】

- ②女性のための働き方セミナー(2回)やチャレンジ相談(3回)を実施し、就労に関する意識づけを行った。

主 な 課 題

【商工振興課】

- 各種支援制度の目的を達成するためには、まずは、支援制度の利用者数を増やしていく必要がある。

今後の取組・方向性

【商工振興課】

- リーフレットやチラシ等を作成し、事業所にいち早く届けるため、商工会や金融機関などの関係機関と連携した周知に取り組むとともに、ホームページや広報紙で優良事例の紹介など工夫を凝らした周知を行い、活用促進に努める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組(令和6年度以降の取組も含む)】

【商工振興課】

- 年度内：今年度事業の執行及び次年度に向けた準備をする(予算編成、啓発)

【人権啓発センター】

- 女性のための働き方セミナー(9月)やチャレンジ相談(9月・11月・1月)を実施する。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

施策の方向性

①誰もが自らの希望に応じて多様な生き方や働き方が選択でき、仕事と家庭や地域生活との両立ができるよう、労働者や事業主に対する意識啓発に努めるとともに、働きやすい職場環境づくりが実施されるよう取り組みます。

施 策 の 方 向 性

①

令和5年度の主な取組

【商工振興課】

- ①職場における女性の活躍を推進するための社内研修、次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画の策定、就業規則の作成又は改定に係る費用の一部の支援を行った。(29 事業所)
- ①国が実施する仕事と家庭の両立支援等助成金の上乗せ助成及び当該助成金の申請のための社会保険労務士等への委託料の一部の支援を行った。(13 事業所)
- ①仕事と家庭を両立するため、子の看護休暇や妊婦検診の休暇取得を奨励する支援を行った。(6 事業所)
- ①女性従業員の資格取得やスキルアップのための教育訓練に要する費用の一部の支援を行った。(48 事業所)
- ①市内事業所への聞き取り調査及び従業員を10人以上雇用する市内事業所に対し、働き

やすい労働環境に対するアンケートを実施する。(令和6年10月実施予定)

【人権啓発センター】

- ①広報紙、FMラジオによる啓発や、女性のための働き方セミナーを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供した。

主 な 課 題

【商工振興課】

- 各種支援制度の目的を達成するためには、まずは、支援制度の利用者数を増やしていく必要がある。

【人権啓発センター】

- ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える市民の割合が、46.9%であり、仕事と生活や地域生活の安定について考える必要がある。

今後の取組・方向性

【商工振興課】

- リーフレットやチラシ等を作成し、事業所にいち早く届けるため、商工会や金融機関などの関係機関と連携した周知に取り組むとともに、ホームページや広報紙で優良事例の紹介など工夫を凝らした周知を行い、活用促進に努める。

【人権啓発センター】

- ワーク・ライフ・バランスについて考えるための広報を行う。また、講座等を開催する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【商工振興課】

- 年度内：今年度事業の執行及び次年度に向けた準備（予算編成、啓発）

【人権啓発センター】

- 男女共同参画センターだより、市広報紙への掲載

(4) あらゆる暴力の防止と根絶

施策の方向性

①DVや各種ハラスメントなど人権を侵害する行為を根絶するため、これらの行為は人権侵害であることを周知する広報・啓発を強化します。

②あらゆる場・機会を通じ、DVに関する正しい認識・理解を深めるための着実な教育・啓発活動を推進します。また、若者を対象としたデートDVに関する教育を強化します。

③丹波市DV相談支援センターを拠点に、相談窓口を周知するとともに、庁内関係課のほか、多様な関係機関と連携し、相談支援体制を強化させ、被害者の緊急保護や自立に向けた必要な支援体制の充実を図ります。

施策の方向性

①、②

令和5年度主な取組

【配偶者暴力相談支援センター】

- ①②DVに関する理解と認識を深めるために、市広報紙 5月号、10月号でDVは重大な人権侵害であるという内容を周知した。
- ①FM805の番組「たんばの福祉」において、10月にはDV防止及びパープルリボン運動（女性に対する暴力をなくす運動）についての周知を行った。
- ①②11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、市内の商業施設（3店舗）で、相談窓口の連絡先を記載した啓発グッズを配布する街頭普及啓発を行った。

【健康課】

- ②市内中学校5校で性教育を実施した際、デートDVについても説明、啓発した。具体的に考えられるようグループワークも取り入れている。

【人権啓発センター】

- ①11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、パープルリボンツリーの展示、商業施設のライトアップ、関連図書の展示を行った。
- ①パープルリボンを作るワークショップを開催し、市民参加型の啓発を行った。
- ①広報紙やFM805において、DVやハラスメント防止の広報を行った。

主な課題

【配偶者暴力相談支援センター】

- DV相談支援センターの認知度が市民の3割程度であり、相談したくても怖くて相談できなかったり、他人に知られることへの不安を抱え我慢している方がいる現状がある。安心して相談できる窓口の周知が必要である。
- デートDVという言葉に対する中高生の認知度は3割程度である。デートDVも人権侵害に該当する行為であることについて、あらゆる場や機会を通じて、普及啓発に係る取組を強化していく必要がある。

【健康課】

- 学校からの依頼により実施しているため、市内全ての中学校での実施ではない。

【人権啓発センター】

- 日常生活において、誰もがDVやハラスメントなどの暴力は人権侵害であるという認識を持つ必要がある。

今後の取組・方向性

【配偶者暴力相談支援センター】

- 引き続き人権啓発センターと連携・協働して継続した周知・啓発を行うとともに、より多くの市民の目に留まりやすい情報提供の仕方を工夫する。
- ホームページの掲載内容を再確認し、分かりやすく、相談しやすいと思われる掲載内容に更新する。
- DV相談窓口の周知・啓発ステッカーを各庁舎や住民センター、各施設の男女トイレに設置する。また、市内の商業施設や事業所、商工会にリーフレットやステッカーの配布及び設置を依頼し、DV相談窓口の認知度向上に努める。

【健康課】

- 性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることがないよう、DVやデートDV防止に関する啓発を行う。

【人権啓発センター】

- 暴力の防止のみならず、暴力を受けている被害者が相談してよいと気づくことができる、また、周囲の人が暴力に気づき助けることができるための啓発を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【配偶者暴力相談支援センター】

- 令和6年11月 DV相談窓口の周知・啓発に向け、市内の商業施設での街頭啓発活動
- 令和7年1月 市内の高等学校等に対して、デートDV防止教育に向けた出前講座の実施

【健康課】

- 学校からの依頼により随時実施する。

【人権啓発センター】

- 令和6年11月にワークショップ、啓発活動を実施する。
-

施 策 の 方 向 性

③

令和5年度の主な取組

【配偶者暴力相談支援センター】

- ③DV対策庁内連携会議を2回開催し、情報管理の徹底、被害者対応に関する連携体制及び職員のDVに対する認識を深めるための研修を行った。

【人権啓発センター】

- ③男女共同参画センターだよりで、相談窓口の周知を行った。

主 な 課 題

【配偶者暴力相談支援センター】

- 緊急時の安全確保、法律的な相談及び生活再建に向けた支援を図るため、庁内関係課のほか、DV対策関係機関や団体との連携・協力体制の強化が必要である。

今後の取組・方向性

【配偶者暴力相談支援センター】

- 庁内関係課、DV対策関係機関や団体と連携強化を図り、被害者の安全確保と自立、また生活再建に向けた支援の強化に努める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【配偶者暴力相談支援センター】

- 令和7年度 相談体制の強化として、DV専用通信機器（携帯電話）を導入し、メールやSNSを使った相談体制の充実
-

(5) 誰もが安心して暮らせる地域社会の実現

施策の方向性

①女性の悩みは、女性が社会的におかれる立場と深く関係しており、男女共同参画の視点から、様々な困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制をはじめ、各種支援の充実を図ります。

②生涯にわたって心身ともに健康な生活が送れるよう、健康に対する知識や情報提供、疾病予防など包括的に取り組みます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①女性のための悩み相談を年間18回開催した。(1回×3人)
- ①女性同士が緩やかにつながり、自分らしい暮らし方や生き方を見つけるための居場所(つむぎカフェ)を年間7回開いた。
- ①生理用品が必要な女性の負担を軽くするために、生理用品を無償配布するとともに、各種相談窓口を周知した。また、必要に応じて相談窓口につないだ。

主な課題

【人権啓発センター】

- 女性のおかれる社会的な立場などから悩みを抱えている女性がいるため、安心して相談できる場所や自分らしい生き方を考える場所が必要である。
- 情報が届きにくい人への伝え方を検討する必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 悩み相談や居場所を継続して実施する。
- 悩んでいる人の周囲の人が気づき情報を伝えることができるような広報を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組(令和6年度以降の取組も含む)】

【人権啓発センター】

- 悩み相談(年間18回)や居場所(8回)を継続して実施する。
- 悩んでいる人の周囲の人が気づき情報を伝えることができるような広報を行う。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【健康課】

- 妊産婦期・乳幼児期から高齢期までライフステージに応じて健康相談、健康教育を実施し、健康に関する知識の普及、実践に向けて支援した。また、広報紙やホームページ、SNSを活用し、より多くの方に事業の周知、健康情報の発信をした。
- 特定健診・後期高齢者健診やがん検診についてもあらゆる機会に周知し、巡回健診、医療機関健診(ミルネ健診センター・市内医療機関)において1年を通して受けやすい体制づ

くりに努めた。

- 生活習慣改善への支援、必要な方には受診勧奨し、疾病予防に努めた。

【人権啓発センター】

- 女性の健康（更年期）についての講座を開催した。

主 な 課 題

【健康課】

- 事業の周知や健康情報の発信をあらゆる機会を通じて行っているが、参加者数、受診者数の増加には繋がっていない。

今後の取組・方向性

【健康課】

- 健康に対する正しい知識や情報提供等、継続して効果的な情報発信に取り組み、事業の内容を充実させる。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組も含む）】

【健康課】

- 広報誌、ホームページ、SNSを活用し情報発信を行う。
 - 自治会等への出前健康教室を行う。
 - 特定健診・後期高齢者健診・がん検診の周知を行い、市民に受診勧奨をする。
 - ライフステージに応じて健康相談、健康教育、保健指導を行う。
 - また新たに休日健診を実施し、受診しやすい体制づくりを推進する。
-

3 子ども・若者の人権

(1) 子どもの人権を尊重する教育・啓発の推進

施策の方向性

- ①児童福祉の理念の周知と子どもを取り巻く様々な問題に対する関心を高めるための啓発活動と、子どもの人権を尊重する意識が高揚する啓発を推進します。そして、子どもの人権を尊重し、子どもたちが成長段階や個々の状況に応じた支援を通じ、心身ともに健やかに育ち、生きる力をはぐくみ、自立することができるよう、市民や地域、関係団体、事業所などと行政が連携し、子どもの育ちを社会全体で支えていきます。
- ②学校教育では、偏見や差別、いじめを許さない意識や実践力の育成をめざし、児童生徒が主体となる取組をすすめます。
- ③家庭教育は全ての教育の出発点であるということを踏まえ、地域の多様な主体が連携・協力し、親子の育ちを応援したり、親と子、親同士が学びあったり、分かち合ったり、つながりあう家庭教育支援に取り組み、家庭・地域の教育力の向上を図ります。
- ④子どもにかかわる問題の解決に向け、教職員、保育教諭及び保育従事者などの資質の向上を図る研修を推進します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【社会福祉課】

- ①市民への啓発活動として、FM805 たんば・広報紙・街頭啓発活動により児童福祉の理念について周知を行った。市内全ての小・中・高校生には、各学校を通じて市の相談先カードを配布し、家庭児童相談員による個々の相談に応じた支援を行った。また、母子父子自立支援員によるひとり親に対する就労支援を行うとともに、福祉資金貸付等による経済支援など、ケースに応じた支援を行った。こどもを取り巻く地域・学校・認定こども園等との連携により、こどもの育ちの支援を行った。

【子育て支援課】

- ①子育て学習センターについては、通常開設に加え、毎月第4日曜日に市内1か所で「日曜開館」を試行的に開設し、働き方の多様性への対応や、父親の子育て参加につなげることができた。また、児童館では年間を通したチャレンジ教室や出前児童館事業を実施し、こども達の成長に寄与するとともに、児童館事業の啓発に努めることができた。

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習すすめ方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ①松岡園子氏を講師にじんけんセミナーを開催した(演題:ヤングケアラー・私の体験 ～周りの人と一緒に～ 参加者数:29名)
- ①NPO法人リアン・たんばに隣保館子どもの居場所づくり事業を委託し、小・中学生を対象に、学習・生活支援を行った。
- ①広報紙や人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」で、こどもの人権やこどもの権利条約について啓発し、こどもの人権尊重について理解を促した。

- ①人権学習用DVDを幅広く貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、こどもの人権に対する理解促進を図った。

主 な 課 題

【社会福祉課】

- 支援を求める声をあげられない子育て家庭に対する周知の機会が限られている。

【子育て支援課】

- 子育て学習センターと児童館は、共同事業を検討し展開していく必要がある。児童館においては、小学校高学年や中高生に対する事業を検討し、展開していく必要がある。
- 指導員・児童厚生員ともに人材の確保が困難な状況となってきたため、勤務時間・勤務体制・運営体制について検討する必要がある。

【人権啓発センター】

- こどもの権利条約について理解を深め、こどもの人権について意識を高める取組を続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【社会福祉課】

- 関係機関と緊密な情報の共有と連携を図ることにより、支援を求める声や些細な気づきを逃さないように、また、支援の必要な子育て家庭に対して、こどもの意見や意思を確認したうえで、こどもの視点に立った対応となるように、適切な見守りや支援方策を検討する。

【子育て支援課】

- 子育て学習センターと児童館が事業連携をさらに進め、共同での事業開催や施設利用など、効率的かつ充実した事業展開ができるよう検討する。また、子育て学習センターで実施している「日曜開館」は、父親が育児に参加するための良い機会となることから、運営体制を検討しながら継続的な取組を進める必要がある。

【人権啓発センター】

- 引き続き、広報紙やラジオ番組、ホームページ等を通じて、周知・啓発を行うとともに、こどもの人権について、理解を深める取組を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【社会福祉課】

- 市民への様々なツールを活用した啓発活動を行う
- 市内全ての小・中・高校生に、各学校を通じて市の相談先カードを配布し相談先窓口の周知を行い、家庭児童相談員による個別相談を行う
- 母子父子自立支援員によるひとり親に対する相談及び制度案内による支援を行う

【子育て支援課】

- 毎月第2・第4日曜日に市内1か所の子育て学習センターを開館する。
- 児童館においては、チャレンジ教室（3講座を各5回）、出前児童館（年3回）、啓発事業（年3回）を実施予定

【人権啓発センター】

- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 広報紙、FMラジオなどを通じて、市民に啓発を行う。
- 隣保館子どもの居場所づくり事業を引き続き実施する。
- 住民人権学習等で人権学習用DVDを幅広く貸出し、こどもの人権に対する理解促進を図る。

施策の方向性

②

令和5年度主な取組

【学校教育課】

- ②6年生対象の地域別小学校人権交流会を実施した。オンラインなども活用しながら、各地域の学習テーマに基づき分散会や感想交流、事前学習を伴う発表、中学校と連携した意見交流を取り入れるなど、工夫ある取組ができた。

主な課題

【学校教育課】

- 小学校人権交流会の取組内容を把握し、学びを深め工夫ある取組につなぐ必要がある

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 小学校人権交流会の取組について細かに把握し、取組を検証するとともに、各地域間の取組内容の共有を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【学校教育課】

- 地域別小学校人権交流会
・ 令和6年8月 取組計画書報告依頼する。

施策の方向性

③

令和5年度主な取組

【子育て支援課】

- ③子育て中の保護者と、そのこどもの仲間づくりを行うサークルに「丹波市みんなで子育て・親育ち活動補助金」を交付し、自主的な活動を通して保護者とそのこどもの仲間づくりを支援するとともに、保護者自身の親としての役割を学ぶ機会を支援することができた。

【社会教育・文化財課】

- ③こどもに対して、自分自身の主体性を引き出しつつ、自己成長を促すための接し方や地域全体での子育てを考えるきっかけとするため、丹波市PTA連合会と連携し、各学校のPTA会員を対象とした研修会を実施した。

主な課題

【子育て支援課】

- 利用者の裾野を広げるために、周知等の取組が必要である。また、利用サークルにおいても、意見交換を行うなどして、現場の声を反映していくことが必要である。

【社会教育・文化財課】

- PTAと連携した取り組みに加えて、地域全体でこどもを育む機運を高めるよう地域へのアプローチを行い、家庭・地域の教育力の向上を図る必要がある。

今後の取組・方向性

【子育て支援課】

- 「出産しやすい、子育てしやすい環境のまちづくり」を実現し、子育て支援のさらなる充

実を図るため、補助事業を継続するとともに、利用者の更なる拡充を目指しPR活動を実施する必要がある。

【社会教育・文化財課】

- 保護者とこどもの学びや育ちを支援するため、引き続き家庭教育に関する研修を実施するとともに、地域全体でこどもを育むため、地域住民や地域組織等に地域学校協働活動の取組へのかかわりを促す。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【子育て支援課】

- 補助事業の継続と、利用者の更なる拡充を目指しPR活動を実施する

【社会教育・文化財課】

- 地域学校協働活動及び地域コミュニティ活動推進員等のコーディネーション能力の向上を図る研修を行う。
- 丹波市PTA連合会と連携し、家庭教育に関する研修や地域の教育力の向上に関する研修を行う。

施策の方向性

④

令和5年度主な取組

【子育て支援課】

- ④認定こども園等の職員を対象に、こどもの最善の利益や、こどもを主体に保育が人をつくり、人が保育をつくる視点で、こどもの人権を守る研修会を開催し、資質の向上を行った。

【学校教育課】

- ④教職員及び保育教諭を対象に、キャリアステージに応じてこどもを主体とした教育・保育の実践に向けて個々の指導力向上を目指すとともに、こどもの人権を大切にしたいかかわりへの意識向上を図る研修を実施することができた。
- ④初任、2年次、3年次研修該当者及び希望者対象の丹波市人権教育研修会を実施し、市内の同和教育に熱心に取り組まれている教員からの講義や、実践豊富な先輩として教員8名をアドバイザーとしたグループ協議を行った。講師、アドバイザーとは事前に、若手教員の現状や、研修の目的を共通理解した上で研修を行い、若手教員の不安や疑問に寄り添いながら、人権・同和教育への理解、自身の意識を高めるとともに学びを深める研修となった。終了後のアンケートでは、すべての参加者が「今後の教育活動にいかせる情報を得ることができた」と回答した。

主な課題

【子育て支援課】

- 閉塞的な空間で、日々こどもの人権を尊重した保育が実施されるよう見守る仕組みが必要である。

【学校教育課】

- こども一人ひとりの人権を大切にしたい教育・保育の実践に向け、教職員及び保育教諭等の指導力の向上や意識の醸成に引き続き取り組む必要がある。
- 対象を若手教員としているため、同和教育（部落差別）をはじめとする人権課題への理解や授業実践への不安や悩みに寄り添う研修は今後も重要である。

今後の取組・方向性

【子育て支援課】

- 今後も継続して、こどもの人権を守る研修会を開催し、資質の向上を図る必要がある。また、こどもの人権を尊重した幼児教育・保育の実施となっているかを振り返れるよう、室内カメラを設置することで、園児並びに保育教諭双方を守る仕組みが必要である。

【学校教育課】

- こどもの人権を大切にした教育・保育をめざし、校園内研修等において自らの実践を振り返り指導の改善を図るなど、職員及び保育教諭等の人権意識や指導力を高める研修の充実に取り組む。
- 次年度においても実践豊富な講師による講義及びアドバイザーによるグループ協議を伴う研修を実施し、同和問題をはじめとする人権課題への理解を深めるとともに、参加者の不安や疑問、課題に寄り添いながら、人権教育について学ぶことで、教育実践力や専門性の向上を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【子育て支援課】

- 毎年1回～2回程度 こどもの人権を守る研修会を開催。
- 室内カメラの設置等、法人と協議しながら、環境の整備を図る。

【学校教育課】

- 研修の充実
 - ・ キャリアステージに応じた研修を実施する。
 - ・ 校園内研修を支援する。
- 【丹波市人権教育研修会】
 - ・ 令和6年8月 講師及びアドバイザー事前打ち合わせを行う。
 - ・ 令和6年8月 研修会を実施する。
 - ・ 令和7年2月 教職員同和問題に関する意識調査を実施する。

（2）児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワークの充実

施策の方向性

①児童虐待等こどもをめぐる様々な問題について、早期発見や早期対応に向け、行政、地域、教育機関等の関係機関（要保護児童対策地域協議会）が連携し、適切な対応が実施できる体制の充実を図ります。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【社会福祉課】

- ①要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）の関係機関であり、児童との関わりが多い市内全ての小・中・高校・認定こども園等保育施設を訪問し、要支援児童等に係る事例の情報共有を行い、児童虐待の発生防止、早期発見に取り組んだ。市民への周知

としては、11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に、FM805 たんば、広報紙、市内商業施設での街頭啓発により、児童虐待防止の周知を行った。

- ①要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）の各関係機関の委員を対象に、気になる家庭への対応・ヤングケアラー対応の現状についての研修を行い、専門的知識の向上に取り組んだ。
- ①ヤングケアラー認知度向上の取組期間として、出前授業等を行い地元高校生によるポスター等の作品による広報啓発を行った。

主 な 課 題

【社会福祉課】

- 児童虐待は、家庭内で起こることから発見が遅くなる傾向があるので、児童や家庭における少しの変化に気づき、見守る必要がある。
- しつけと児童虐待の違いについての認識を周知し、相談窓口のさらなる周知が必要である。

今後の取組・方向性

【社会福祉課】

- ケースが重篤化する前に早期発見できるように、健康課、各学校、認定こども園、民生委員などの関係支援機関と連携の重要性を共有し、部署間で共通使用可能な「つなぐシート」による情報共有を行い、早期発見及び児童虐待の予防につなげる。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【社会福祉課】

- 市内全ての小・中・高校・認定こども園等保育施設への訪問により、ネットワーク体制の確認及び児童虐待の予防に係る情報共有を行う。
- 11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン期間に、市民に児童虐待防止の広報を行う。
- 要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）の各関係機関を対象に、専門的知識の向上を目的とした研修を行う。

（3）いじめ、暴力行為、不登校等への対応

施策の方向性

①いじめの加害者や傍観者にならないための取組を充実させるとともに、教職員、保護者、地域住民が一体となり、市民全体でいじめ・暴力をなくそうとする意識の醸成を図ります。

②児童生徒や保護者、教職員が、不登校やいじめ、子育て、児童生徒の指導等、様々な内容について関係機関と相互に連携しながら対応できるように、丹波市立教育支援センター「レインボー」での相談・支援活動の充実を図ります。

施策の方向性

①

令和5年度主な取組

【学校教育課】

- ①各中学校代表生徒によるいじめ・暴力防止市民運動実行委員会を2回実施し、児童生徒が主体となっていじめ・暴力をなくそうとする意識を醸成するための協議をすることができた。

主 な 課 題

【学校教育課】

- 各学校でのいじめ・暴力防止に向けた児童生徒の主体的な活動や取組意識が減退していくことがないように、社会情勢に応じて工夫した取組の充実を図っていく必要がある。

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 各学校がこれまでの市民運動の取組の成果を踏まえ、それぞれの学校や地域の実態に合わせて、主体的・協働的にいじめ・暴力をなくそうとする取組を展開したり、地域へ発信したりしていく。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【学校教育課】

- いじめゼロ中学生実行委員会によるメッセージの発信
 - ・メッセージの作成・発信
 - ・メッセージを受けた各学校の取組
 - ・取組の様子を保護者や地域に発信

施策の方向性

②

令和5年度主な取組

【学校教育課】

- ②丹波市立教育支援センターにおいて、不登校担当者研修会を年間2回行い、担当者の研修後当施設を見学してもらうと同時に、連携して不登校児童生徒や保護者を支援できるよう体制を整えた。

主 な 課 題

【学校教育課】

- 保護者が教育支援センターの存在を知らないことがあり、周知に課題がある。

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 丹波地域の不登校相談会に参加し、支援センターの活動を参加している保護者に伝える。
- ひきこもり支援マップの作成に協力し、パンフレットを関係機関に配架する。
- 不登校児童生徒への全県応援ネットワークのパンフレットを全児童生徒に配付することにより、支援センターの存在を周知する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【学校教育課】

- 丹波市立教育支援センターでの相談・支援活動を継続する。
- 随時、通室希望の児童生徒を受け入れ、支援する。

（４）子どもの貧困対策等、困難な問題を抱える子ども・家庭への取組

施策の方向性

①こどもの抱える問題が深刻化する前に、早期発見・早期対応に努め、幅広い分野での取組を総合的にすすめていくために、庁内関係課による連携体制を強化するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【社会福祉課】

- ①市の委託先である子ども・若者サポートセンターによる相談支援やセミナーを開催した。
（臨床心理士による相談支援：3回/週、出張相談：随時、セミナー：年間49回開催）

主な課題

【社会福祉課】

- 経済的な困窮により、急な出費への貯えがなく、光熱水費が払えないなどの課題を抱え、生活の安定を図れない家庭がある。地域や社会からの孤立を防ぎ、助けてほしいときに「助けて」と言える身近な相談窓口を充実させる必要がある。
- 民生委員・児童委員をはじめ地域住民による「気づき」が相談窓口につながるような仕組みと積極的なアウトリーチ活動が必要である。

今後の取組・方向性

【社会福祉課】

- 民生委員・児童委員に「福祉まるごと相談」や「子ども・若者サポートセンター」のチラシ配布、周知を行うことで地域住民による「気づき」を促し、地域住民と行政が連携して対応できる体制づくりに努める。
- ひきこもりなどの状態にある方やその家族が、社会参加に向けて一歩を踏み出せるように、日常生活や社会的自立などの支援を行う居場所機能を拡充させる。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【社会福祉課】

- 令和6年4月～3月 子ども・若者サポートセンターによる相談支援やセミナーの開催
- 令和6年6月 ひきこもり等に係る関係者連絡会

(5) 若者と社会をつなぐ支援

施策の方向性

- ①ひきこもりの状態にある人に対する偏見等を解消するため、理解促進を図ります。
- ②ひきこもり等により社会との関係が築きづらく孤立しがちなこどもや若者と社会をつなぐ支援や居場所づくりの充実に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。

施策の方向性

①、②

令和5年度の主な取組

【社会福祉課】

- ①民生委員児童委員役員会でひきこもりに対する理解を促進するための研修を行った。
- ①社会福祉協議会と連携し、ひきこもりなど生きづらさを感じている人を支援する民間団体等と連携を深め、さらなる支援につなげる「ひきこもり等支援者連絡会」に参加した。
- ①教育分野との連携を行い、不登校の生徒に対する支援について情報連携を行った。
- ①子ども若者育成支援推進強調月間に子ども・若者サポートセンターの周知啓発を行うため、市内の商業施設で街頭啓発活動を行った。
- ②出張居場所、出張相談を実施し、センターまで来所できない利用者等ともつながることができた。
- ②子ども・若者サポートセンターの居場所運営の充実に向けて、利用者にアンケート調査を行い、利用満足度、ニーズの把握をした。
- ②庁内連携会議を通し、庁内からのつなぎや相談を受けやすい体制づくりに努めた。

【人権啓発センター】

- ①8050 問題をテーマとした人権学習用DVD「カンパニユラの夢」を幅広く市民等に貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、ひきこもりの状態にある人に対する偏見等の解消に努めた。

主な課題

【社会福祉課】

- ひきこもり者の社会とのかかわり方としては、つながりたくてもつながりにくい傾向があり、ひきこもり実態が掴みにくいいため、当事者へ情報が届きにくい状況にある。
- こども、若者に限らず中高年のひきこもり者（8050 問題）も潜在化している。
- ひきこもりだけでなく、生活困窮や就労定着困難、精神疾患など多様な背景がある。
- 引き続き教育分野との連携を行い、不登校の生徒に対し卒業後のフォローアップや、農業、商工関係機関と連携し、就労等に向けた支援を行う必要がある。

【人権啓発センター】

- ひきこもりに関する問題を解消するためには、ひきこもり状態にある人に対する偏見等を解消することが不可欠であり、理解促進を図るための取組を続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【社会福祉課】

- 周知啓発活動を継続して行い、ひきこもり者がつながる仕組みをつくる。
- ひきこもり支援の民間団体等と連携し、研修会や連絡会を開き、ひきこもりに関する理解を深めていく。
- 重層的支援体制整備事業を推進し、地域から相談を受け、ひきこもり者に対してアウトリーチや参加支援を行い、伴走的な支援を行うことができる体制を整える。

- 教育分野（レインボー教室）と連携し、不登校の生徒に対し卒業後フォローアップを行う。

【人権啓発センター】

- 引き続き、人権学習用DVDの貸出や情報発信による啓発活動を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組】（令和6年度以降の取組含む）

【社会福祉課】

- 令和6年6月 ひきこもり等に係る関係者連絡会
- 令和7年4月 重層的支援体制整備事業（ひきこもり支援推進事業の拡充）
- 令和7年12月 子ども・若者サポートセンター移転（氷上町香良⇒春日町黒井）

【人権啓発センター】

- 広報紙、FMラジオなどを通じて、市民に啓発を行う。
- 人権学習用DVDの貸出を行う。

（6）青少年の健全な育成のための環境整備の推進

施策の方向性

- ① 社会全体で子どもや子育て家庭への理解を深め、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携して取り組みます。
- ② インターネットやSNSの利用拡大に伴うトラブルの増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【子育て支援課】

- ①市内2か所でファミリーサポート事業を実施し、子育ての援助を希望する方（以下、「依頼会員」という）と、子育てを援助したい方（以下、「協力会員」という）をマッチングし、会員同士の助け合いを通じた地域での子育て支援を実施した。

主 な 課 題

【子育て支援課】

- 活動の担い手となる協力会員の高齢化が進む一方で、新たな担い手が増えないことにより、会員同士のマッチングが今後難しくなるため、会員数を増やすための取組が必要である。

今後の取組・方向性

【子育て支援課】

- 依頼会員として受けた善意を、協力会員になって新たな依頼会員につなぐ「地域の助け合いの循環」を根付かせる働きかけを行うとともに、相互援助活動の場として地域の活性化を支える仕組みとして維持する必要がある。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【子育て支援課】

- 引き続き、市内2か所でファミリーサポート事業を実施する。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【学校教育課】

- ②市内全児童生徒のスマートフォン・タブレットの所持率について、アンケート調査を実施した。
- ②GIGAスクール構想推進リーダー育成研修会を開催し、各校リーダーが校内研修において情報モラル教育に関する研修を実施できるように研修会を実施した。

主な課題

【学校教育課】

- 自分専用のスマートフォン・タブレットの所持率は、全学年で年々上昇している。
- 小学3年生までで約3割、小学5年生で約5割、中学生では8割以上の児童生徒が所持している。また、所持率が高くなるに連れて、多くの児童生徒がSNSを活用している。（市教委が貸与している1人1台端末とは別）

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- スマートフォン・タブレットの所持率は、今後も増加していくと考えられる。
- 小学校低学年からタブレット端末やネット利用についてのルールづくりの必要性の理解やタブレット端末を適切に利用し、責任ある行動ができる指導が必要である。また、持たせないではなく、どうすればスマートフォン・タブレットを上手く活用できるのか児童生徒が家族や友だちと一緒に考えていく必要があると考える。約束を守りましょうといった抑制する「情報モラル教育」から、課題解決を図るために自己調整しながら、デジタルを効果的に使う等（デジタル・シティズンシップ教育）を推進していく必要がある。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【学校教育課】

- 市内全小中学校において、保護者を含めた情報モラルに関する「豊かな心を育てる講演会」を実施する。
- 令和6年12月 スマートフォン・タブレットの利用に関するアンケート調査を実施する。
- 令和7年3月 GIGAスクール構想推進リーダー研修会を実施する。

4 高齢者の人権

(1) 高齢者の人権を尊重する意識啓発

施策の方向性

①高齢者がこれまで果たしてきた社会的役割の重要性を認識し、地域社会全体で高齢者とともに支えあいながら生きるという意識を持ち、高齢者が社会の重要な一員として尊重され、様々な社会活動に参加する機会が確保されるよう、高齢者の人権についての意識を高める啓発をすすめます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【介護保険課】

- ①高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するために、地域において障壁となっている生活課題の把握及び地域の住民や様々な主体がともに参画し、支えあいによる支援活動等が自発的に進められる体制や仕組みを検討するための会議体として、市内全地区を対象に「支えあい推進会議」の設置を継続して推進している。25 校区中 22 カ所設置済。（生活支援体制整備事業）

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習すすめ方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ①高齢者をテーマとした学習用DVDを幅広く市民等に貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、高齢者の人権について意識を高める啓発をすすめた。

主 な 課 題

【介護保険課】

- それぞれ個人の意識として、近い将来の自分事として認識しきれていないこと等から、「支えあい推進会議」の設置済み地区においても活動が停滞していたり、未設置地区では会議体の設置自体に必要性を感じておられないこともあるため、会議体の設置意義と、高齢者の人権を尊重する意識を含む、地域における支えあい意識の醸成を同時に進める必要がある。

【人権啓発センター】

- 高齢者の人権について意識を高める取組を続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【介護保険課】

- 全住民を対象に地域における支えあい意識の醸成を図るため、支えあい推進会議の設置や推進を通じて、社会活動に参加する機会の確保や自らの持てる力を活かした自分らしい暮らしを継続できる地域づくりをすすめる。

【人権啓発センター】

- 引き続き、人権学習用DVDの貸出や情報発信による啓発活動を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【介護保険課】

- 令和6年度以降も事業を継続し、「支えあい推進会議」の設置を推進する。また、活動が停滞している地区に対して活動支援を実施していく。

【人権啓発センター】

- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 人権学習用DVDの貸出や広報紙、FMラジオなどを通じて、市民に啓発を行う。

(2) 高齢者虐待の防止と権利擁護の推進

施策の方向性

- ① 高齢者の権利利益の擁護に対する意識の向上を図ります。
- ② 高齢者虐待対策地域連絡会において、関係機関との意見交換を行い、見守りや対応のネットワークの強化を図ります。
- ③ 成年後見制度の普及啓発及び利用の促進を図り、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るために体制を強化します。
- ④ 権利侵害に対し、身近な地域の中で早期発見できる体制を構築するとともに、関係機関のネットワークを強化し、重層的な相談対応を図ります。
- ⑤ 権利擁護支援センターを設置し、支援機関や専門職とのネットワークを構築し、一体的に支援できる体制を作ります。

施策の方向性

①～⑤

令和5年度の主な取組

【介護保険課】

- ①④ 圏域地域包括支援センターと都度事案を共有し、事案の課題整理を行い、支援方針を定めた。また、虐待の困難事例対応のため、高齢者虐待専門職チームの派遣を行い、適切な権限行使の在り方と高齢者の権利擁護について、助言を受けながら対応を行った。
- ② 11月に高齢者虐待対策地域連絡会を開催し、関係機関との意見交換を行い、見守り体制や各機関の役割について意識共有を図った。
- ③ 高齢者権利擁護相談を月1回実施、12件の相談（延べ20人）に助言を行った。成年後見制度の利用補助12件、市長申立て3件を行った。
- ④ 市内介護保険サービス事業者に対し、養介護施設従事者による高齢者虐待について周知啓発を図るため、オンライン配信による研修会を実施した。
- ⑤ 権利擁護支援センター設立準備委員会を開催し、センターの設置に向け、権利擁護支援の在り方について検討した。

主な課題

【介護保険課】

- ① 疾患、障がい、経済状況など、課題が複雑化、複合化する事案が増加しており、他機関との横断的連携、支援における役割分担が必要である。

今後の取組・方向性

【介護保険課】

- ① 地域包括支援センター職員の対応力向上を図るため、丹波市権利擁護支援センター「よりそい」の開催する研修会を活用する等勉強会を実施していく。
- ② 関係機関との連携強化のためネットワークの構築を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【介護保険課】

- ① 丹波市権利擁護支援センター「よりそい」が開催する権利擁護支援員養成講座等を活用し、高齢者の人権尊重の意識を啓発していく。
- 地域包括支援センター職員対象の研修会や勉強会を実施（冬季予定）。
- ② 権利擁護支援推進協議会を中心とする、関係機関とのネットワーク構築を図るための協議会を開催し、権利擁護支援に関するあり方を検討する。

（３）認知症への理解の促進

施策の方向性

- ① 本人や周りの人が認知症と気づき、どこに相談をすればよいのかがわかるように、認知症に対する基礎的な情報とともに相談窓口の周知を行います。また、地域や学校、職域で認知症の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を推進するとともに、地域での見守りを更に強化し、認知症への理解の促進に努めます。
- ② 高齢者等早期発見ＳＯＳシステムの利用促進や「高齢者あんしん見守り隊」の活動促進により、地域の見守り体制の充実を図ります。
- ③ 認知症の人やその家族が安心して暮らすため、情報を共有し、理解し合える場として「認知症カフェ」や「認知症介護者のつどい」を継続実施します。認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを支援します。

施策の方向性

①～③

令和5年度の主な取組

【介護保険課】

- ① 認知症サポーター養成講座を実施し、391名のサポーターを養成し、受講者は延べ14,371人になった。
- ① 養成講座受講者のうち、有志を募り座談会を1回実施し、認知症の当事者や家族をチームで支えるためにできることを話合った。
- ② ＳＯＳシステムへは新たに17名の登録があった。（年度末登録者合計66名）
- ③ 市内各圏域地域包括支援センター支援のもと、認知症カフェを実施した。
- ③ 認知症介護者のつどいを実施した。
- ③ キャラバン・メイト養成研修を開催し、兵庫県開催分、丹波篠山市・丹波市合同開催分と合わせて10名の新メイトに加入いただいた。

主 な 課 題

【介護保険課】

- 認知症について、幅広い年齢層に正しく知っていただけるよう、職域等での認知症サポーター養成講座を開催していく必要がある。
- 認知症当事者の活躍できる場が少ないので、当事者の声を集め、協力者を増やしていくことで活躍の場が拡大できるようにする必要がある。
- 身寄りのない人、親族との関係が途切れている人が認知症により生活に大きな支障をきたすケースが増えており、その支援をどのように展開していくか検討していく。

今後の取組・方向性

【介護保険課】

- 認知症の普及啓発について、継続して実施する。
- 新たな認知症カフェの立ち上げ、開催に係る支援を圏域地域包括支援センターとともに進める。地域の様々な主体とつながり、認知症当事者が尊厳をもって、自分らしく活動が継続できるように協議を進める。そのうえで、現在の課題と丹波市の認知症施策、既存の事業がより良いものになるべく検証を行い、事業を展開していく。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【介護保険課】

- 普及啓発の方法について追加修正等見直しを行う。
- どのような地域の主体とつながっていけるか、関係機関と協議を行う。
- 身寄りのない方等で認知症による困難事例の分析、検証を行う。

（４）生きがい創造と安心して暮らせる環境づくり

施策の方向性

- ①高齢者が培ってきた豊かな知識・経験を生かし、就業機会やボランティア活動、地域の支えあい活動など地域社会の担い手として活躍できる環境づくりを行います。
- ②老人クラブや地域の通いの場としての「いきいき百歳体操」など、介護予防の推進により地域のつながりづくりを支援します。
- ③高齢者が安全かつ安心して暮らすことができるよう、公共施設や道路などの安全対策・バリアフリー化を推進します。
- ④高齢者の外出機会と社会参加の拡大を図るとともに、介助や支援を必要とする方の日常生活や社会生活の支援のため、利用者のニーズを踏まえながら、高齢者の外出を支援します。

施策の方向性

①、②

令和5年度の主な取組

【介護保険課】

- ①④高齢者が支えられる側としてだけでなく、支える側としても活躍できる場として「くらし応援隊」等の事業を生活支援体制整備事業としてすすめている。
- ②「いきいき百歳体操」の未設置地域にはたらきかけを行っており、以前のような設置増加率ではないが着実に設置数は増えている。

主 な 課 題

【介護保険課】

- ①「くらし応援隊」登録者が利用者の希望より少なく、マッチング出来ない事例があり、登録者の育成の必要がある。
- ②既設置団体の参加者は減少傾向にあり、新たな参加者の増員に向け、参加者を増やす取組が必要である。

今後の取組・方向性

【介護保険課】

- ①「くらし応援隊」の登録者数を増加できるように養成講座を開催する。
- ②「いきいき百歳体操」については、新規設置のみならず、設置地区の参加者への継続支援等を検討する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【介護保険課】

- ①くらし応援隊養成講座を引き続き開催する。
- ②「いきいき百歳体操」については、令和6年度から2年間、神戸大学による認知症関連の実証実験が行われる。その実証実験による、脳トレを含んだ体操を活用し、新たな参加者の獲得の支援をすすめる。

施策の方向性

③

令和5年度の主な取組

【都市住宅課】

- ③市営住宅の長寿命化改修工事により、アプローチが階段のみの団地については、スロープを設置するなど高齢者が生活しやすい環境に努めた。
- ③外灯についても照度不足を解消するため、照明のLED化を行い、安全面の改善を行った。

主 な 課 題

【都市住宅課】

- 市営住宅の老朽化がすすみ、安全対策やバリアフリーの対策が不十分な施設が多い。

今後の取組・方向性

【都市住宅課】

- 丹波市公営住宅等長寿命化計画に基づき、スロープや手すりの設置によるバリアフリー化、外灯等のLED化工事を実施する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【都市住宅課】

- 令和7～8年度 城ヶ花団地長寿命化改修工事
- 令和8年度 岩本団地長寿命化改修工事
- 令和9年度 この団地長寿命化改修工事

施策の方向性

④

令和5年度の主な取組

【ふるさと定住促進課】

- ④デマンド（予約）型乗合タクシーの運行により、通院や買い物等生活交通として、自身で運転できない高齢者の外出を支援した。

【介護保険課】

- ④高齢者が支えられる側としてだけでなく、支える側としても活躍できる場として「くらし応援隊」等の事業を生活支援体制整備事業としてすすめている。

主な課題

【ふるさと定住促進課】

- 高齢になっても自家用車を運転し続ける方が増えたことで、新規登録者数が減少傾向にある。

今後の取組・方向性

【ふるさと定住促進課】

- 24時間受付可能なWeb予約や、車両到着の事前通知システムの導入により、利用者の公共交通の待つストレスの軽減をはかるなど利便性を向上させる。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【ふるさと定住促進課】

- デマンド（予約）型乗合タクシー利用啓発（継続）

【介護保険課】

- 引き続き、生活支援体制整備事業を進めていく。

(5) 地域共生社会への取組

施策の方向性

①相談支援にとどまらず、高齢者の社会とのつながりや社会への参加を支援する「参加支援」、地域における多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」など重層的な支援体制の充実・推進を図ります。

②高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、市内全地区に「支えあい推進会議」を設置し、社会的孤立を生まない、豊かで多様なつながりのある地域づくりをすすめます。

施策の方向性

①、②

令和5年度の主な取組

【介護保険課】

- ①②「支えあい推進会議」の設置をすすめることで、「参加支援」や高齢者が地域で活躍できる場等の支えあい活動につながっていくよう生活支援体制整備事業をすすめている。25校区中22カ所設置済。

主な課題

【介護保険課】

- 「支えあい推進会議」が全地区設置まで広がらない状況にある。設置地区でも活動が停滞している地区があり、「支えあい推進会議」の必要性やモデル事業等成果等を周知し、理解を深める必要がある。

今後の取組・方向性

【介護保険課】

- 高齢者部門についても他部門と共に重層的支援体制整備に取り組んでいく。
- 地域の自発的な支えあい活動を支援し、「支えあい推進会議」の設置につなげていく。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【介護保険課】

- 令和6年度以降も事業を継続し、「支えあい推進会議」の設置をすすめる。また、活動が停滞している地区に対して活動支援を実施していく。

5 障がいのある人の人権

(1) 障がいのある人の人権を尊重する教育・啓発の推進

施策の方向性

- ①障がいのあるなしにかかわらず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会の形成をめざし、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムを推進します。
- ②小中学校で実施される障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための講座に講師を派遣する丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業を活用し、義務教育期間中において障がいのある人等への理解や人権意識を醸成するための教育をすすめていきます。
- ③障がいのある人への偏見や差別等をなくし、障がいや障がいのある人への理解を深めるため、「障害者週間」(12月3日～9日)の周知や障がいのことを知る出前講座の実施など、広報や啓発活動に努めます。
- ④日常生活において障がいのある人と障がいのない人がふれあい、交流をすることによって、障がいについての理解を深め人権尊重の意識を高める活動に関係機関と連携して推進します。
- ⑤「障害者差別解消法」や「丹波市丹(まごころ)の里手話言語条例」の趣旨や内容について、あらゆる場を通じて、市民に広く周知します。

施策の方向性

①～③

令和5年度の主な取組

【障がい福祉課】

- ①②③⑤障がいについて理解を深めるための出前講座講師を学校や事業所に派遣するなど、福祉教育において理解促進に努めた(5回)。市内の小中学校に出前講座について周知し、福祉教育における活用の促進を図った。
- ③⑤障害者週間(12/3～12/9)に障害福祉サービス事業所等の自主製品と障害福祉サービス事業所等の紹介チラシを市内公共施設の窓口に設置、市内商業施設で来客者や市内の小学2年生と中学1年生、看護学校の学生を対象に配布し、啓発活動を実施した。

【学校教育課】

- ①健康課と連携した特別支援に係る教育相談を年3回実施し、就学予定園児の保護者と面談し、就学についての不安や悩みに寄り添い、安心につながる支援に取組めた。
- ①小・中学校教職員、認定こども園職員を対象とした特別支援教育セミナーでは、F R教育臨床研究所所長 花輪敏男氏を講師に迎え、オンライン講演会を実施し、多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図るインクルーシブ教育について理解を深めることができた。
(参加者約130名)
- ①特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に置く「副籍」の導入に伴い、居住地交流を推進するため、小中学校の研修等でも副籍の周知や障がいや多様性の理解啓発に取組んだ。

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習すすめ方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ③障がいのある人をテーマとした人権学習用DVDを幅広く市民等に貸出し、住民人権学習等で利用してもらうことで、障がいのある人への偏見や差別等をなくす啓発をすすめた。

主 な 課 題

【障がい福祉課】

- ①②③⑤依頼があった学校や自治会等に対しての講座開催となっているため、講座が開催できていない学校や自治会に開催を促していく必要がある。
- ②障がいのある人もない人も共に生活することが当たり前であるという意識を育むためには、学齢期などの早期からの福祉教育が必要である。
- ③⑤障がいの理解を進めるきっかけとして、障害者週間を利用した啓発活動は今後も継続し実施が必要である。

【学校教育課】

- ①丹波市立小・中学校において日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に関する総括的な管理体制の整備が必要である。
- ①学校の教職員等への障がいのあるこどもに係る福祉制度の周知が必要である。

【人権啓発センター】

- ③障がいのある人の人権について意識を高める取組を続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【障がい福祉課】

- ①②③⑤障がいのあるなしに関わらず誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあい、相互に認め合える社会の形成をめざし、交流機会や学習機会の充実を図る。
- ②「障がい」のことを知る出前講座を活用し、義務教育期間中において障がいのある人への理解や人権意識を醸成するための教育を進める。

【学校教育課】

- ①丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会を設置し、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒に関する総括的な管理体制を整備する。
- ①学校の教職員等への障がいのあるこどもに係る福祉制度の周知を図り、教育と福祉の連携を推進する。

【人権啓発センター】

- ③引き続き、人権学習用DVDの貸出や情報発信による啓発活動を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【障がい福祉課】

- 学校や自治会に対し交流機会や学習機会の充実を図る。
- 出前講座を実施し、障がいのある人への理解や人権意識を醸成するための教育を進める。

【学校教育課】

- 健康課と連携し、就学予定園児の教育相談を年3回実施する。
- 丹波市特別支援教育セミナーを年3回実施する。
- 特別支援学校に就学・進学予定園児児童の保護者に「副籍」について説明する機会をも設ける。

- 丹波市立小中学校医療的ケア運営協議会を開催し、医療的ケアの実施に関して適切な支援を受けられるよう、意見交換や情報共有を行う。

【人権啓発センター】

- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 人権学習用DVDの貸出や広報紙、FMラジオなどを通じて、市民に啓発を行う。

施策の方向性

④、⑤

令和5年度の主な取組

【障がい福祉課】

- ①②③⑤障がいについて理解を深めるための出前講座講師を学校や事業所に派遣するなど、福祉教育において理解促進に努めた（5回）。市内の小中学校に出前講座について周知し、福祉教育における活用の促進を図った。
- ③⑤障害者週間（12/3～12/9）に障害福祉サービス事業所等の自主製品と障害福祉サービス事業所等の紹介チラシを市内公共施設の窓口に設置、市内商業施設で来客者や市内の小学2年生と中学1年生、看護学校の学生を対象に配布し、啓発活動を実施した。
- ④市民に障がい理解を目的に、ものづくりはっぴいステージなどのイベントを開催し、障がいのある人の就労を支援する事業所などで製造された商品の販売を行った。（ものづくりはっぴいステージ2回）
- ⑤手話言語条例や手話言語の国際デーの紹介を行うため丹波ゆめタウン・丹波市役所においてブルーライトアップ活動（9/22～9/24）を行った。

主 な 課 題

【障がい福祉課】

- ①②③⑤依頼があった学校や自治会等に対しての講座開催となっているため、講座が開催できていない学校や自治会に開催を促していく必要がある。
- ③⑤障がいの理解を進めるきっかけとして、障害者週間を利用した啓発活動は今後も継続し実施が必要である。

今後の取組・方向性

【障がい福祉課】

- ①②③⑤障がいのあるなしに関わらず誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあい、相互に認め合える社会の形成をめざし、交流機会や学習機会の充実を図る。
- ④参加事業所とも連携し、ものづくりはっぴいステージが障がいのある人と、障がいがない人がふれあい、交流する場となるよう引き続き活動を行う。
- ⑤手話言語によるコミュニケーションや情報提供が保障されることは、ともに暮らす「共生社会」に向けた一歩であることから、引き続き「手話が言語である」ことへの認知を広めていく。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【障がい福祉課】

- ④ものづくりはっぴいステージについては、令和6年9月28日、令和7年3月8日に開催予定としており、以前の規模や内容以上になるよう取り組みを進めている。
- ⑤今年度においても、丹波ゆめタウン・丹波市役所においてブルーライトアップ活動（9月22日～9月24日）を行い、啓発活動を行う。また、市内事業所等にブルーライトアッ

ブ活動への参加を募り、活動の輪を広げていく取り組みを行う。(2024 年のテーマは「手話言語の権利を主張しよう！」)

(2) 企業等における障がいのある人への理解の促進

施策の方向性

①企業等に対して丹波市障がい者理解促進研修・啓発事業について周知し、企業等で実施される障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための講座に講師を派遣するなど、障がいのある人と企業等の双方が安心して雇用を継続できるよう支援します。

②丹波障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関とが連携し、障がいのある人が働きやすい職場環境づくりを行うよう企業等へ働きかけを行うことで、障がいのある人が活躍しやすい企業等を増やす取組をすすめていきます。

施 策 の 方 向 性

①、②

令和5年度の主な取組

【障がい福祉課】

- ①②就労定着支援事業所の支援を提供することで、就労や生活を整え、就労の継続を支援した。
- ②丹波市障害者雇用優良事業所として感謝状を贈呈した。(メルコパワーデバイス株)
- ②丹波市内事業所(兵庫パルプ工業株)が、厚生労働大臣から、もにす認定(障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度)されたことの記者発表を行い、新聞報道や広報紙を通じて広く市民に周知した。

主 な 課 題

【障がい福祉課】

- アンケート調査によると、障がいのある人の就労支援として必要なことについて、「障がいの程度や特性に合った多様な仕事の提供」「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」「通勤手段の確保」の意見が多くある。働くことを希望する障がいのある人が、個別の状況に応じて企業等とつながりあうことができるよう、関係機関が連携し包括的な支援を行うことが必要である。

今後の取組・方向性

【障がい福祉課】

- ハローワークや丹波障害者就業・生活支援センターほっぴや就労移行支援事業所などの関係機関が連携し、障がいのある人の就労に関わる支援者と、障がい者雇用を考えている企業等が相互に対面する機会、情報収集や情報共有を行う機会を通じて障がい者雇用の促進を図る。
- 丹波市障がい者サポートマイスター宣言事業所の認定を通して、市内の企業等への障がいがある人への理解の促進と合理的配慮の提供を進め、障がい者雇用の定着と就業環境の改善につなげる。
- 農業と福祉が連携し、障がいのある人の農業分野での活躍を通じて生きがい等を創出し、社会参加を促す取り組みを進める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【障がい福祉課】

- 令和7年度に丹波市商工会と連携し丹波市ビジネスマッチング事業（障害者就労移行支援施設と民間企業をつなぐ）を開催予定。令和6年度は商工会、ハローワーク、ほっぷ、就労支援事業所、民間企業とマッチング事業検討会を行う。また、令和7年度における障がい者サポートマイスター宣言事業所の募集を行い、制度の定着を図るとともに、障がいの理解促進や合理的配慮提供の促進を進める。

（3）暮らしやすいまちづくりの推進

施策の方向性

- ①障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい環境整備を図るため、施設等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人にとって利用しやすいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ②建物などの物理的なバリアフリー化はもとより、就職機会の制限の撤廃などの制度的なバリアフリー化、障がいのある人の人権に配慮した接遇や情報の提供などの情報のバリアフリー化に努めるとともに、事業者に対してもバリアフリー化の推進について周知します。
- ③様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めるためにコミュニケーションをとり、支え合うことで、心のバリアを取り除き、地域に根差した「心のバリアフリー」を広めるための取組を関係機関と連携しながらすすめます。
- ④権利擁護支援センターを設置し、関係機関等と連携しながら、自ら意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、適切かつ丁寧な支援を実施するよう努めます。

施策の方向性

①～③

令和5年度の主な取組

【障がい福祉課】

- ①②③合理的配慮の提供支援に係る助成事業により、助成金を交付し理解促進に努めた（3件）。
- ②障がい者施策推進協議会就労支援部会で施策検討を行ってきた障がい者サポートマイスター制度を創設し、講座を受講した11事業所のうち6事業所が障がい者サポートマイスター宣言事業所として認定に向け準備を行った。

主な課題

【障がい福祉課】

- 障がいのある人と関わる機会が少ない、障がいのある人を理解する場や機会が少ない、障がい者週間などで知らせる機会があるが、伝わっていないため、障がいのある人への理解を深め、心のバリアフリーをすすめることが必要である。

今後の取組・方向性

【障がい福祉課】

- ②障がい者サポートマイスター宣言事業所として6事業所の認定を行い、次年度以降についても新たな事業所の申し込みや登録ができるよう、事業所向けにPR活動を行う。
- ③障がい理解を深めるロゴマークを作成し、障がいのことを分かりやすく伝える取り組みを進める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【障がい福祉課】

- ②障がい者サポートマイスター宣言事業所へ認定証の交付を行い、引き続き障がいのある人が暮らしやすい環境づくりや、支援につなげる取り組みをめざす。
- ③作成したロゴマークを丹波市障がい者サポートマイスター宣言事業所の認定書等使用するなど、心のバリアフリー化を目指す。

（４）障がいのある人への虐待防止

施策の方向性

- ①障がいのある人への虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、「丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域連絡会」において、障がいのある人への虐待防止対策の検討、普及啓発、情報交換や研修などを行い、地域関係機関のネットワークの強化を図ります。
- ②虐待の早期発見に向けて、丹波市障がい者虐待防止センターの周知を図り、虐待の通報や届出に対する迅速かつ適切な対応に努めます。
- ③市内の障害福祉サービス事業所等が開催する障がいのある人への虐待防止に関する研修会等に講師を派遣し、障がいのある人への虐待防止に関する基礎知識、障がいのある人の権利擁護に関する啓発等を行います。

施策の方向性

①～③

令和5年度の主な取組

【障がい福祉課】

- ①丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会において、差別解消に向けた方策や相談体制について協議を行い、関係機関との連携を深めた。（協議会2回）
- ②③障がい者虐待対策・差別解消支援地域協議会を通じて、早期発見や未然防止に向けた啓発に努めた。（虐待防止研修1回）
- ②③各種会議、研修等で制度の冊子を配布し啓発に努めた。
- ②③障害者週間（12/3～12/9）を活用し、障がい者虐待通報窓口について、チラシでの周知を行った。

主 な 課 題

【障がい福祉課】

- ①②③虐待の早期発見や未然防止の周知啓発が浸透するに伴い、虐待の通報件数は増加傾向にある。このことから施設や地域にある障がいの理解や障がいのある人への適切なケア

ができていないことが伺える。

- 障害者虐待に関する相談内容の分析から、主な発生要因として、障がいのある人の意思決定についての支援や配慮が不十分であることが挙げられ、その改善が必要である。

今後の取組・方向性

【障がい福祉課】

- ①②③引き続き虐待防止に関する取組みを進めるとともに、更なる障がいの理解促進を図り、障がいのある人が地域や施設で安心して生活できる環境の構築をめざす。
- 障がいのある人に対する虐待は潜在化し、被害も深刻化しやすい傾向にあるため、丹波市障がい者虐待対策・障がい者差別解消支援地域協議会を通じた連携により、早期発見・早期介入ができるネットワークの整備を推進する。また、障がいのある人の意向が把握できるよう、十分な聞き取りや意思決定支援の取組みを進める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【障がい福祉課】

- ①②障害者週間や各種イベントなどの障がいの理解促進についての取組みを通じて、障がい者虐待の未然防止や早期発見および相談先についての周知啓発を行う。
 - 令和6年9月19日（木）に障がい者虐待防止研修会を開催し、障がいのある人の支援者を中心に意思決定支援の目的や方法について理解を深める。
-

6 外国人の人権

(1) 外国人の人権を尊重する教育・啓発の推進

施策の方向性

①異文化理解や多文化共生の重要性についての認識を高め、異なる文化、生活習慣や価値観などの多様性を受け入れ、外国人が抱える問題等への理解を深め、互いに尊重する気持ちをばぐくむとともに、偏見や差別をなくすための教育・啓発を行います。

施策

①

令和5年度主な取組

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習進め方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ①広報紙、人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」による啓発や「丹の里 人権のつどい」にて、FUNKIST ボーカルの染谷西郷氏を招聘してトーク&ライブを開催し、外国人の人権の理解促進に努めた。(参加者数 197 人)
- ①多文化共生の意識啓発に向け、法務省が定める1月の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」にあわせ懸垂幕を掲示した。
- ①「丹波市多文化共生に関するアンケート調査」を実施し、外国人市民への差別や偏見などに関する情報の把握に努めた。
- ①日本語教室の運営、市内在住外国人と日本人の交流事業など、幅広い分野で多文化共生を推進している丹波市国際交流協会へ補助金を支出した。同協会は、11月19日に多文化共生講演会を開催し、市民を対象に多文化共生の重要性などについて啓発した。(参加者数 154 人)

課題

【人権啓発センター】

- 外国人に対する偏見や差別が生じている。また、インターネット上では、外国人であることを理由とし、地域社会から排除しようとする不当な差別的書き込み（ヘイトスピーチ）があり、偏見や差別をなくすための取組が必要となっている。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定し、本基本方針及び「第3次丹波市人権施策基本方針」に基づき、全ての市民一人ひとりの人権が保障され、幸せに暮らせる社会の実現をめざし、多文化共生の重要性について認識を高め、互いに尊重する気持ちを育むとともに、偏見や差別をなくすための啓発・教育を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定する。
- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 広報紙や人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」などで、外国人の人権に関する啓発活動を行う。

- 入居を拒まない賃貸住宅（セーフティネット住宅）の周知について検討する。
- 多文化共生の意識啓発に向け、法務省が定める1月の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」にあわせ懸垂幕を掲示するほか、多文化共生の理解を深める講座を実施する。
- 丹波市国際交流協会に補助金を支出し、多文化共生の重要性などについて市民への啓発を推進する。

（２）生活支援の充実

施策の方向性

- ①生活情報や行政情報など、必要な情報が外国人に届くよう、多言語での情報発信や、やさしい日本語の活用に努めるとともに、外国人が抱えている様々な問題に対する相談・支援体制の充実に努めます。
- ②日本語の習得を支援するため、丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、日本語教室などの学習機会の充実に向けた支援を行います。

施 策 の 方 向 性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①丹波市国際交流協会公式LINEから外国人市民を対象とした行政情報等の発信を行ったほか、市HP等によりごみ分別・収集に関することや子育て支援情報などを多言語で情報発信した。
- ①市役所窓口等において外国人市民に配慮したコミュニケーションを行うため、市職員を対象にやさしい日本語に関する職員研修会を実施した。また、やさしい日本語の基礎知識や利用する時のポイントなどを記載したチラシを作成し、広く配布することでやさしい日本語の普及・活用促進に努めた。
- ①タブレット端末を介した通訳オペレーター、職員、外国人市民のオンラインによる通訳サービスを提供する多言語三者通訳システムの導入に向け、トライアル（試行）を実施した。
- ①丹波市国際交流協会に業務を委託し、外国人市民に通訳・翻訳支援を行ったほか、自動翻訳機を活用し、コミュニケーション支援を行った。
- ①「丹波市多文化共生に関するアンケート調査」を実施し、外国人市民の日本語能力や生活上の困りごとなどの情報の把握に努めた。また、当アンケート調査通知に加え、外国人市民向けの情報チラシを同封し、情報発信を行った。
- ①人権啓発センター及び社会福祉課の職員を相談員とした「外国人のための生活相談会」を11月19日、1月20日に開催した。（相談受付件数：2件）
- ①丹波市国際交流協会が「災害時のやさしい日本語」研修会を実施し、外国人市民の防災意識の向上に努めた。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 言語や文化の違いにより、日本の社会保障制度や生活上のルールなどに十分な理解がなく、また、生活に必要な情報を受けとることができていない外国人市民がいることから、外国人市民が安心して暮らすために、学校や職場などあらゆる場所において環境整備を進める必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定し、外国人市民が安全、安心して暮らせるよう、ニーズに応じた生活情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信を積極的に行う。
- 多言語による相談体制の充実を図るとともに、言語や文化、習慣などの違いに理解を深め、外国人市民に対応した取組を推進し、外国人市民の生活環境を整備する。
- 市役所窓口等において、多言語通訳サービスの提供や、やさしい日本語による対応などのコミュニケーション支援を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- ①②「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定し生活支援・コミュニケーション支援を行う。
- ①市役所庁内の情報発信のあり方について検討するとともに、やさしい日本語や多言語により、HPやSNSなど様々な媒体を活用した伝わりやすい情報発信や事業所を通じた情報発信を行う。また、生活全般に関する必要な知識や情報を習得できるよう、やさしい日本語で生活ガイドブックを作成する。
- ①市役所窓口等において外国人市民に配慮したコミュニケーションを行うため、市職員を対象にやさしい日本語に関する職員研修会を実施する。また、やさしい日本語チラシの配布や、やさしい日本語出前講座を実施し、普及・活用促進に努める。
- ①自動翻訳機に加え、多言語三者通訳システムを導入し、コミュニケーション支援を行う。また、丹波市国際交流協会に業務を委託し、通訳・翻訳支援を実施する。
- ①市内全ての外国籍の市民の世帯へ外国人市民向けの情報を郵送する。郵送するにあたり、多言語スタンプ（記載文言「だいじな お知らせです」）を押印し、情報発信を行う。
- ①外国人市民の生活相談に対応するとともに、外国人市民が相談しやすいようワンストップ型の相談窓口の設置を検討する。また、研修などを通して、相談対応者のスキルアップを図る。
- ①その他、医療機関における医療通訳の体制整備や子育て学習センターや児童館を拠点とした外国人市民と日本人市民の交流事業の実施などについて調査・研究等を行う。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ②丹波市国際交流協会が日本語教室を運営し、外国人市民の日本語学習を支援した。

主な課題

【人権啓発センター】

- 日本語学習を必要としている外国人市民が多いことから、様々な方法で学習機会を提供する取組が必要となっていることに加え、日本語教室における日本語学習支援者が不足していることから、日本語学習支援者を確保する取組も必要となっている。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 日本語学習を必要とする外国人市民に学習機会を提供するため、地域の日本語教育を推進する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- ②兵庫県国際交流協会の「地域日本語教室伴走支援事業」などを活用し、新たな日本語教室設置などの拡充に向けた調査・研究を行う。
- ②日本語学習支援者養成講座を開催する。

（３）多文化共生社会の実現をめざす教育の推進

施策の方向性

- ①日本語指導が必要な児童生徒に、基本的な日本語力が身に付くようにするとともに、外国人児童生徒語学指導者を派遣するなど、学校生活への適応を促す支援の提供を図ります。
- ②外国人幼児児童生徒などが自己実現を図ることができるよう支援するとともに、すべてのこどもたちが共生の心を育成するため、こども多文化共生教育の充実を図ります。

施 策 の 方 向 性

①、②

令和5年度の主な取組

【学校教育課】

- ①外国人児童生徒語学指導者による支援を受けた学校
 - ・小学校：5校（6名）
 - ・中学校：3校（3名）
 - ※県費によるサポーター対応は含まれていない
 - ※保護者のみへの支援は含まれていない
 - ※途中転出は含まれていない
 - ・個々に応じた支援を提供することができた。
- ②市内小学校5、6年の希望者を対象に「多文化交流DAY」を実施し、ALTと一緒に、外国の文化に触れ、多様な価値観を知る中で、互いを尊重し、認めあおうとする心につながる学びの機会となった。

主 な 課 題

【学校教育課】

- 突然の来日や使用言語を事前に把握することは難しく、兵庫県教育委員会へのサポーター申請や、学校への連絡調整など、できるかぎりすみやかな対応に努めるが、派遣となるまでに日数を要する場合や、言語によっては対応できない場合が起こりうる。
- コロナ明けということもあり、夏休みの様々なイベントが再開されており、開催時期について見直す必要がある

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 活用可能な県事業等を周知する。
- 来日直後の児童生徒の状況に応じて、自動翻訳機、三者通訳システム等の活用をすすめる。
- 活動の内容をわかりやすくし、幅広く参加できるよう、対象学年について検討する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【学校教育課】

- 来日時や日本語の習得状況に応じた対応
 - ・ サポーター派遣申請にかかる学校との連絡調整をする。
 - ・ 県事業の周知を行う。
 - ・ 自動翻訳機、三者通訳システム等の情報を提供する。
- 多文化交流DAY
 - ・ 1学期に学校を通じて参加者を募集する。
 - ・ 8月後半に実施する。

（４）多文化共生の地域づくり

施策の方向性

①丹波市国際交流協会や民間団体などと連携し、外国人の社会参画や交流の取組をすすめる
ともに、様々な国の文化に対する地域における相互理解を促進します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①「丹波市多文化共生に関するアンケート調査」を実施し、外国人市民が日本人市民と交流したいかどうかなどに関する情報の把握に努めた。
- ①丹波市国際交流協会が、多文化共生講演会や地域との交流事業を実施し、外国人と日本人の市民のつながりの場を提供している。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 多くの外国人市民、日本人市民が互いに交流や関わりを持ちたいと考えているが、交流機会の不足などにより、地域の活動に参加できていない外国人市民が多いことから、交流を促進する取組が必要となっている。また、外国人市民が地域社会やまちづくりへ参画しやすくなるよう取組を進める必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 「丹波市多文化共生推進基本方針」を策定し、様々な文化や多様性を認め合いながら、同じ地域の一員としてお互いを尊重し、誰もが安心して暮らすことができるよう、多文化共生意識の啓発を行う。また、外国人市民が「生活者」として、主体的に地域社会へ参画できるようにするため、日本人市民と外国人市民が交流する場を創設するとともに、外国人市民と共に実施する地域の活動を推進する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 海外の姉妹都市提携自治体との様々な交流を促進し、市民の国際理解を深める。
- 外国人市民、日本人市民のお互いの文化や言語を紹介し合うイベントなどを開催し、交流

を促進する。

- 外国人市民や地域、市内事業所などの参加を想定した情報共有や交流活動などを推進するためのネットワークづくりに向けて調査・研究を行う。
- 市の施策に外国人市民のニーズや視点を反映させるため、やさしい日本語を活用したアンケート調査の実施などについて検討する。
- 外国人市民と日本人市民・地域の橋渡しとなるような多文化共生に携わる人材の発掘や育成を進める。
- 外国人市民が自治会活動などに参加・参画し、交流を深めている好事例の情報発信などを行う。

（５）インターネットによる人権侵害やハイトスピーチを許さない取組の推進

施策の方向性

- ①全国的にはハイトスピーチが街頭やインターネット上で行われていることから、インターネットを悪用した差別を助長する書き込みを監視する「インターネットモニタリング」を引き続き実施します。

施 策 の 方 向 性

①

令和５年度主な取組

【人権啓発センター】

- ①「丹波市インターネットモニタリングマニュアル」に基づき、差別を助長する書き込みを監視し、発見した場合、掲示板管理人等に削除要請を行った。
- ①県内各市町で構成する人権担当者会議において、各サイトへの削除要請の方法や削除要請の判断基準などについて情報交換を行った。また、兵庫県人権啓発協会や先進的な取組を行っている尼崎市と情報交換を行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- モニタリングでは、書き込みに違法性があるかどうかを判断することが必要となってくるが、その判断が難しい。掲示板管理人等への削除要請は、強制力が無く、差別的な書き込みであっても削除されない場合がある。
- また、限られた時間の中で、インターネット上の書き込みをすべて見ることは不可能であり、モニタリングに関する職員のスキルの向上や情報の更新が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- マニュアルに基づき、今後も差別的な書き込みの監視、削除の要請を続けていく。また、国、県や他市町の動向を確認しながら、効果的な取組について検討する。

今後のスケジュール

【令和６年度の取組（令和６年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 継続して、モニタリングを実施し、差別的な書き込みを見つけた場合は削除要請する。
- モニタリングに関する職員のスキル向上と、最新情報を取り入れ効果的な方法を検討する。

7 インターネットによる人権侵害

(1) インターネットによる人権侵害の防止に向けた教育・啓発

施策の方向性

①個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解に加え、インターネットの特徴とその影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深めるための教育・啓発の充実を図ります。

②学校においては、情報を正しく安全に利用するための情報リテラシーを深める教育を推進します。そして、有効活用の具体的方法や情報セキュリティの知識、ルールづくりの必要性などの理解を家庭と連携しながら図り、インターネットによる人権侵害などに対応する人権教育を推進します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習進め方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ①広報紙、人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」による啓発や木村響子氏を講師に人権講演会を開催した。(人権講演会 演題：ネット上の誹謗中傷をなくしたい ～花が望んだやさしい世界を思いながら～ 参加者数：127名)

主な課題

【人権啓発センター】

- インターネットの普及により様々な情報に容易にアクセスできるようになっている中、インターネットを利用した人権侵犯事件は、増加傾向にある。インターネットの特徴や影響、個人の責任や情報モラル等について、啓発を行う必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- インターネット上で誹謗中傷や差別を助長するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しているため、今後も引き続き、啓発や教育を推進する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 広報紙や人権啓発ラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」などで、インターネットと人権をテーマとした啓発活動を行う。
- インターネットと人権をテーマとした人権啓発漫画を作成し、啓発を行う。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【学校教育課】

- ②GIGAスクール構想推進リーダー研修会（年4回）において、1人1台端末の活用の推進を図るとともに、情報活用能力の育成に向けた取組の推進を図った。そして、市内全児童生徒及び教員対象とした情報活用能力のアンケートを実施した。
- ②家庭ルールブックを活用した情報モラル教育を小学4年生は必須とし、他学年も家庭ルールブックを活用した授業に取り組みめるように、「学びのサイト」から接続できるように設定した。

主 な 課 題

【学校教育課】

- 各家庭でルールを決めている割合は増加しており、約2～3割の家族がスマートフォンやタブレット、インターネットの使い方のルールを決めている。小学4年生をピークに学年が上がるにつれて減少することから、定期的にルールを見直すことができていない。

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 小学4年生で家庭ルールブックを活用した学習を今後も必須学習とする。今後、家庭のルールの定期的な見直しやルールづくりの必要性を学習する機会が必要であることを各研修会において繰り返し設定・啓発していく。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【学校教育課】

- 小学4年生は、市教委発行の「こどものネット利用に関する家庭ルールブック」を活用した情報モラルの授業を必ず実施する。
- 令和6年12月情報活用能力に関するアンケートを実施（市内全児童生徒及び教員）する。
- 令和6年3月GIGAスクール構想推進リーダー育成研修会を実施する。

（2）インターネットをめぐる人権侵害事案に対する適切な対応

施策の方向性

- ①「インターネットモニタリング」を継続し、悪質な人権侵害事案については、表現の自由に配慮しつつ、法務局等の関係機関と連携を図りながら、プロバイダ等への削除要請など適切に対応します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①「丹波市インターネットモニタリングマニュアル」に基づき、差別を助長する書き込みを監視し、発見した場合、掲示板管理人等に削除要請を行った。
- ①県内各市町で構成する人権担当者会議において、各サイトへの削除要請の方法や削除要請の判断基準などについて情報交換を行った。また、兵庫県人権啓発協会や先進的な取組

を行っている尼崎市と情報交換を行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- モニタリングでは、書き込みに違法性があるかどうかを判断することが必要となってくるが、その判断が難しい。掲示板管理人等への削除要請は、強制力が無く、差別的な書き込みであっても削除されない場合がある。
- また、限られた時間の中で、インターネット上の書き込みをすべて見ることは不可能であり、モニタリングに関する職員のスキルの向上や情報の更新が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- マニュアルに基づき、今後も差別的な書き込みの監視、削除の要請を続けていく。また、国、県や他市町の動向を確認しながら、効果的な取組について検討する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 継続してモニタリングを行い、差別的な書き込みの監視、削除の要請を今後も続けていく。

（３）相談・支援の充実

施策の方向性

- ①インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーにかかわる問題に対して、相談窓口を周知するとともに、関係機関との連携により相談・支援に取り組めます。

施 策 の 方 向 性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーにかかわる問題に対して、相談窓口を市ホームページにより周知した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- インターネットによる人権侵害や個人のプライバシーにかかわる問題を身近なものとするためには、更なる広報啓発を続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 人権講演会などの際に、法務省などが作成した相談・通報窓口を案内するリーフレットなどによる周知も引き続き検討する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 広報紙や防災無線などで、引き続き人権相談について広く周知を行う。
 - 人権講演会などで、相談・通報窓口を広く周知するよう引き続き取り組んでいく。
-

8 性的マイノリティの人権

(1) 性的マイノリティの人権に関する教育・啓発の推進

施策の方向性

①性の多様性に関する講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ等を活用した啓発活動に努め、家庭や職場、地域において、性の多様性が理解される取組を推進します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①令和5年度から新たに「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を作成し、住民人権学習の進め方や各種人権課題の現状と内容の理解が深まるよう、住民人権学習進め方研修会で説明するとともに住民人権学習推進員等に配布した。
- ①市職員の各課1名を対象に、性的マイノリティの人権研修を実施し、性の多様性や性的マイノリティの人権について正しく理解し、人権問題の知識を備えることができた。(アンケートで、「知識や理解が深まった・概ね深まった」との回答者 96.0%)
- ①性的マイノリティの人権に関する出前講座を実施した(11回)。
- ①市内商業施設内でパネル展を開催し、市民の性の多様性や性的マイノリティの人権について啓発を行った。
- 啓発リーフレット・カードの作成と配布し、啓発に努めた(市内の小学校5年生以上、中学生、高校生と一般市民向け)

主な課題

【人権啓発センター】

- 周囲の無関心や偏見により、生きづらさを抱えて暮らしている性的マイノリティの方もいる。性の多様性についてさらに理解促進を深めるため、市職員をはじめ、市民や事業者等に学習機会を提供し、工夫して周知する必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 市職員が性の多様性について理解できるよう、職員研修の実施に取り組む。
- 地域や職場など身近な場で学習できる機会が創出できるよう、性的マイノリティの人権に関する出前講座を実施する。
- 広報紙、FMラジオやパネル展の実施など、多くの人の目に触れる啓発を行っていく。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組(令和6年度以降の取組含む)】

【人権啓発センター】

- 「住民人権学習すすめ方ガイドブック」を継続して作成し配布する。
- 市職員が性の多様性について理解できるよう、引き続き職員研修を実施する。
- 地域や職場などで学習できるように、性的マイノリティの人権に関する出前講座を引き続き実施する。
- 市民への啓発と理解促進を図るため、広報紙、ラジオ放送や、市民向けの啓発パンフレット配布やパネル展などを実施する。

(2) 性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり

施策の方向性

- ①性的マイノリティの不安や悩みを解消するため、相談対応等支援に努めます。
- ②公文書等における性別記載の調査を実施し、法令等の制約がない文書については、見直しをすすめます。
- ③パートナーシップ宣誓制度の導入に向けて調査・研究をします。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①性的マイノリティ特設電話相談業務を令和5年7月24日から開始した。併せて、専門相談窓口の周知を広報紙やホームページで行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 性的マイノリティの中には様々な課題や悩みに直面している方もあり、市民向けの専門的な相談窓口の設置が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 相談しづらい内容であるため、相談しやすい相談窓口のあり方を検討するとともに、協定を締結した連携自治体の協力のもと、他市町、他団体などの相談窓口も合わせて周知する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 相談しやすい環境を整えるため、SNSを活用した相談窓口などの導入に向けて調査・研究する。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 公文書（申請・交付書類等に性別欄がある様式）の性別記載欄の見直しを行い、性別欄が削除可能な様式の見直しを行った（214様式中88様式 41.1%）。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 性別記載欄の必要性について、継続して確認・見直す必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 新たに申請・交付書類等を作成する際には、引き続き性別記載欄の必要性について精査する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 今後も必要の都度、性別記載欄の必要性について精査する。

施策の方向性

③

令和5年度主な取組

【人権啓発センター】

- ③パートナーシップ宣誓制度の導入について協議をすすめ、令和5年4月1日から「丹波市パートナーシップ宣誓制度」を開始した。また、同時に、阪神・丹波9市1町による「パートナーシップ宣誓制度に係る連携協定」を締結した。さらに淡路市が令和6年1月1日より加入し、阪神・丹波・淡路10市1町で連携して取り組んでいる。
- ③大阪府・京都府・兵庫県の3府県と、3府県でそれぞれ連携協定を結んでいる市町とで、パートナーシップ制度自治体間連携協定を締結し、連携自治体間で転居した際に、当事者が改めて宣誓する必要がなく、事務手続きの簡略化が図れる仕組みが構築された。

主な課題

【人権啓発センター】

- パートナーシップ宣誓制度の開始を一つのきっかけとして、性の多様性や性的マイノリティの人権への理解が深まり、誰もが自分らしく生きることができる社会となるようすすめる必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 連携自治体とも情報交換・協力しながら、理解促進を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- パートナーシップ宣誓制度について、引き続き広報紙やホームページなどで周知を行う。

（3）学校における性的マイノリティの理解促進

施策の方向性

①教職員が性の多様性に対する正しい理解を深め、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進します。

②児童生徒が性的マイノリティの人権にかかわる認識を深めることができる学習を行い、一人ひとりの生き方やあり方を尊重し、認め合う心を醸成します

施策の方向性

①、②

令和5年度の主な取組

【学校教育課】

- ①「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年6月23日公布）に伴い、校内研修資料が改訂されたことを受け、『『多様な性』に対する正しい理解のために』の活用に向けて周知を行った。
※各校の研修において、人権教育関係資料『『多様な性』に対する正しい理解のために』を活用した割合 小学校：75%、中学校：50%
- ①教職員が研修することで、理解を深めるとともに、対応方法への共通理解につなげることができた。
- ②教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において、「多様な性」に関する学習を深めることができた。
※教科等で「多様な性」について取り組んだ学校の割合 小学校：100%、中学校：100%

主 な 課 題

【学校教育課】

- 引き続き、校内研修等により「多様な性」への理解促進を図るとともに、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、取組をすすめる必要がある。

今後の取組・方向性

【学校教育課】

- 丹波市人権教育研修会において、教職員が新たな課題についても学習できるよう引き続き取組をすすめる。
- 研修資料等を教職員ポータルサイトから研修等の資料が活用できるようにするとともに、掲示板による研修会、活用資料等の周知をすすめ、教職員の自己研修の充実を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【学校教育課】

- 教職員ポータルサイトの活用を含め、研修会及び研修資料等の周知を図る。

9 その他の人権課題

(1) 感染症患者等の人権

施策の方向性

- ①H I V感染症やハンセン病に関する広報活動を通じて、H I V患者やハンセン病患者に対する偏見や差別意識を解消し、患者や家族等への理解を深める啓発を行います。
- ②新型コロナウイルス感染症に関する基本情報や感染予防対策、相談窓口を周知し、偏見・差別等の防止に向けた啓発に取り組みます。

施策の方向性

①、②

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①ハンセン病患者に対する偏見や差別意識を解消し、患者や家族等への理解が深まるよう「ハンセン病問題を考える」をテーマに人権講演会を開催した。(国立ハンセン病資料館 西浦直子さんによる講演会。参加者 24 人) アンケート結果では、ハンセン病について、よく理解できた、おおむね理解できたと回答した割合が 100.0%となった。
- ②FMラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」を活用し、ハンセン病を身近に捉えてもらうことができるよう啓発を行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 誤った知識や思い込みにより、H I V感染症やハンセン病等の患者に対する偏見や差別が生まれ、患者・元患者、その家族などに関する様々な人権問題が生じている。正しく知ることによる、偏見や差別意識の解消が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 新型コロナウイルス感染症のように、今後、新たな感染症が流行した際、感染症患者やその家族等への差別や偏見が生じないよう、また、現在も生じているH I V患者やハンセン病患者等に対する偏見や差別意識を解消するため、継続して啓発活動を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組(令和6年度以降の取組含む)】

【人権啓発センター】

- 広報紙・FMラジオなどで、H I V感染症やハンセン病への正しい知識と理解を深めてもらうよう継続して啓発活動を行う。

(2) 東日本大震災をはじめ災害に伴う人権問題

施策の方向性

- ①災害に伴って起きる様々な人権侵害の発生を防止するため、広域避難等に関する市民の関心と認識を深めていくための啓発を行います。
- ②災害発生時には、救援物資の手配や避難所の設置・運営等において、女性や要配慮者などに配慮した取組を行います。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①男女共同参画や多様な視点で避難所を運営することの必要性を出前講座にて説明するとともに、参加者に考えてもらう機会とした。
- ①避難所開設時の性暴力を防止するためのポスターを作成した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 平常時に非常時のことを考えておくことが必要であるが男女共同参画や多様な視点を入れるという啓発が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 男女共同参画の視点から見る防災について、ホームページ等を活用し啓発する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 令和6年6月 男女共同参画講演会にて、防災をテーマにした講演会を開催する。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【くらしの安全課】

- ②令和5年9月の兵庫県との合同防災訓練において、避難所の開設、運営訓練を実施。女性、こども連れ、高齢者、外国人住民などあらゆる想定 of 避難者の想定を取り入れ、避難時の受付及び被災して中長期の支援が必要な場合、状況を聞き取り、適切な対応や対処方法を避難所運営会議で関係機関と共有、検討する会議を実施した。
- ②前年度から関係機関と調整を進めてきたALS患者で人工呼吸器使用の方の避難訓練を実施した。

主 な 課 題

【くらしの安全課】

- 人工呼吸器装着の避難行動要支援者の個別避難計画については、実効性の高い計画として作成をしているが、関係者、本人との調整、本人の体調、季節などを考慮すると訓練実施

まで年単位での時間を要する。

今後の取組・方向性

【くらしの安全課】

- 引き続き、健康福祉事務所、福祉事業所等から避難時に支援が必要な方の情報を受け、ハザード情報などから避難が必要な方の実効性の高い個別避難計画を関係者、本人、家族と丁寧作成する。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【くらしの安全課】

- 令和6年10月27日の自主防災組織研修会で、児童、地域、福祉機関による避難計画の取組に係る事例発表、研修会を予定。

（3）アイヌの人々の人権

施策の方向性

- ①アイヌの歴史や文化を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発を推進します。

施策の方向性

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 特になし

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- アイヌの人々に対する誤解や偏見が今なお根強く残っているため、効果的な啓発方法を検討する必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- アイヌの歴史や文化を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくためにポスターの掲示等の啓発をする。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 市内の公共施設等でポスターの掲示等で啓発する。

(4) 刑を終えて出所した人の人権

施策の方向性

①刑を終えて出所した人等に対する偏見・差別をなくし、これらの人の円滑な社会復帰を促すため、街頭啓発や作文コンテスト等の啓発活動を行うとともに、関係者・関係団体と協力しながら引き続き更生保護活動に取り組みます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ① “社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、丹波保護区保護司会丹波分会や丹波地区更生保護女性会と協力し、各種の啓発活動を行った。
(主な活動内容)
 - ・ のぼり旗・懸垂幕等の掲出
 - ・ 商業施設での街頭一斉行動(7/3)
 - ・ 学校訪問と各地区啓発活動
 - ・ 作文コンテスト(応募作品63名)
 - ・ 公開ケース研究会(7/28)
 - ・ 講演会(10/21)

主な課題

【人権啓発センター】

- 刑を終えて出所した人は、周囲の根強い偏見や悪意のある噂などのため、就職や入居など基本的な生活基盤を築くことが難しく、本人に更生意欲があっても、社会復帰することが困難な状況にある。また、本人だけでなく、その家族も差別や偏見に晒されることがあるため、偏見や差別意識を解消していく取組が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 刑を終えて出所した人が孤立することなく、社会の一員となって真に更生を果たすことは、再犯を防止し、安全で安心な社会を実現することにつながる。そのためには、本人の意欲だけでなく、周囲の理解と協力が必要不可欠であり、偏見や差別意識を解消し、社会復帰しやすい環境づくりを推進するための啓発活動を継続して行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組(令和6年度以降の取組含む)】

【人権啓発センター】

- ① “社会を明るくする運動”の強調月間である7月を中心に、丹波保護区保護司会丹波分会や丹波地区更生保護女性会と協力し、各種の啓発活動を行う。
- (主な活動内容)
 - ・ のぼり旗・懸垂幕等の掲出
 - ・ 丹波地区集会(7/13)
 - ・ 学校訪問と各地区啓発活動
 - ・ 作文コンテスト
 - ・ 公開ケース研究会(7/24)

(5) 犯罪被害者の人権

施策の方向性

- ①犯罪被害者等の人権について広報・啓発し、犯罪被害者等の置かれている状況について、市民の理解が得られるよう周知します。

施策の方向性

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①市民が住民人権学習を実施するにあたり、犯罪被害者の人権について理解を深めてもらうため、「ひょうご人権ジャーナル きずな」（兵庫県人権啓発協会作成）や「人権ライブラリー」（公財人権教育啓発推進センター作成）の活用を周知した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって身体的・精神的・経済的に苦しめられるだけでなく、捜査や裁判過程における精神的・時間的負担にも苦しんでいる。
- 犯罪被害者の人権に関する問題については、市民への周知が進んでいない状況であるため、広報啓発が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 犯罪被害者やその家族の人権への配慮と保護に対する社会的関心を高めるために、犯罪被害にあった際に置かれる状況について正しく理解し、被害者の視点で支えていくための啓発活動を実施する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 講演会や広報紙・FMラジオなどで、犯罪被害者への支援や人権について、正しい知識と理解を深めてもらうよう継続して啓発活動を行う。

(6) ホームレスの人々の人権

施策の方向性

- ①市民がホームレスの人々の置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくす啓発に取り組みます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【社会福祉課】

- ①生活保護や福祉まるごと相談窓口において、住居を失った（車中泊生活等を含む）又は失うおそれがある方に対して、住居確保給付金、一時生活支援事業及びその他制度の活用を行い、住居の確保を前提として最低限度の生活ができるように寄り添った支援を行う

た。

- ①市内の公園、橋の下などホームレス生活者が起居している可能性がある場所へ定期的に出向き、ホームレス生活者の有無について確認を行った。

参考：「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法より）

【人権啓発センター】

- ①FMラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」を活用し、ホームレスの人々の人権を身近に捉えてもらうことができるよう啓発を行った。

主 な 課 題

【社会福祉課】

- 地域社会とのあつれきが生じないように、地域社会の理解と協力が必要である。
- ホームレス生活者が健康で文化的な生活が送れるように、雇用、就業、住居、保健及び医療の確保が必要である。

【人権啓発センター】

- 自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在しており、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスの人々に対する人権侵害の問題が起こっている。

今後の取組・方向性

【社会福祉課】

- 個別相談においてホームレス生活者に対する偏見や差別となる言葉があった場合、ホームレス生活者に対して正しい理解ができるよう説明を行う。
- 福祉まるごと相談など、相談窓口の周知啓発を行うため、ホームレス生活者が起居している可能性がある場へアウトリーチを行い相談窓口のチラシを渡す。
- ホームレス生活者があった場合、相談窓口や支援につなげるよう、ホームレス生活者が起居している可能性がある場へ引き続き定期的にアウトリーチを行う。

【人権啓発センター】

- 市民がホームレスの人々の置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、ホームレスの人々に対する偏見や差別をなくす啓発に取り組む。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【社会福祉課】

- 令和6年度生活困窮者自立支援制度の実施（自立相談支援事業、住居確保給付金、一時生活支援事業）

【人権啓発センター】

- 広報紙・FMラジオなどで、ホームレスの人々に対する人権の正しい知識と理解を深めてもらうよう継続して啓発活動を行う。

(7) 拉致被害者等の人権

施策の方向性

- ①12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展を開催するなど、拉致問題への関心と理解を深める啓発に取り組めます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、12月9日から12月17日まで、ライフピアいちじまにて「北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展」を開催した。同パネル展では、北朝鮮人権侵害問題に係る写真パネルを展示したほか、丹波市内の「拉致の可能性を排除できない事案」に係る方の家族からのメッセージを掲示した。また、来場者の思いを記し形に残すため、「ブルーリボンノート」を設置した。
- ①丹波市役所本庁及び丹波ゆめタウンにて、北朝鮮人権侵害問題のシンボルカラーである青色のライトアップを実施した。

主な課題

【人権啓発センター】

- 北朝鮮当局により、1970年代～1980年代に多くの日本人が拉致されたこの人権侵害問題については、一部の被害者は未だ拉致されたままである。本市においても拉致の可能性を排除できない方がおられるが、そのご家族も高齢となっている状況であることから、この問題を風化させないよう、また、一刻も早い拉致被害者の帰国を願い、啓発活動が続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 12月の「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」において、パネル展の開催や拉致の可能性を排除できない方のご家族の思い等を形（チラシやパネルなど）に残し、拉致問題への関心と理解を深める啓発に取り組む。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に合わせ、「北朝鮮人権侵害問題啓発パネル展」を開催する。内容として、北朝鮮人権侵害問題に係る写真パネルを展示するほか、丹波市内の「拉致の可能性を排除できない事案」に係る方の家族からのメッセージを掲示する。また、来場者の思いを記し形に残すため、「ブルーリボンノート」を設置する。
- 丹波市役所本庁及び丹波ゆめタウンにて、北朝鮮人権侵害問題のシンボルカラーである青色のライトアップを実施する。

(8) 人身取引

施策の方向性

- ① 人身取引の実態を知り、人身取引が遠い国の話ではなく、日本でも発生している身近な問題であるという認識を市民が深めることができるよう、国や県と連携し啓発します。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ① FMラジオ番組「あなたに寄り添う心のハーモニー」を活用し、人身取引を身近に捉えてもらうことができるよう啓発を行った。
- ① 内閣府男女共同参画局が作成している人身取引対策ポスター・リーフレットにより、広報啓発活動に取り組んだ。

主な課題

【人権啓発センター】

- 人身取引に関する問題については、日本でも発生している身近な問題であるという認識を、市民が深めることができるよう、広報啓発を続ける必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 国や県と連携しながら、人身取引（性的サービスや労働の強要等）の根絶に向けた広報啓発活動を引き続き実施する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 広報紙・FMラジオなどで、人身取引の根絶に向けた正しい知識と理解を深めてもらうよう継続して啓発活動を行う。

(9) 様々な人権

施策の方向性

- ① 【個人情報の保護】「本人通知制度」について、引き続き、広報紙やホームページ等により広く周知し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。
- ② 【個人情報の保護】市職員の研修を実施し、情報セキュリティ知識の習得や人権意識・情報モラル意識の高揚を図ります。
- ③ 【職場における人権問題】ハラスメントを防止し、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、事業所に対する啓発を推進するとともに、家庭、地域などでの正しい認識の普及と啓発にも努めます。

施策の方向性

①

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- ①本人通知制度について、人権講演会や研修会において制度周知のチラシの配布を行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 登録者数の増加に努め、個人情報不正取得の抑止を図る必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 引き続き講演会などの機会において制度周知のチラシを配布するなど啓発に努める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 講演会等で本人通知制度の制度周知と登録受付を行うよう検討する。
- 広報紙やホームページ、FMラジオなどを通じて制度周知と啓発に努める。

施策の方向性

②

令和5年度の主な取組

【総合政策課】

- ②情報セキュリティを保つため、新入職員に対し、情報セキュリティ研修を行うとともに、全職員に対し、情報セキュリティに関するオンライン研修を実施した。

主 な 課 題

【総合政策課】

- ②情報セキュリティを保つためには、情報セキュリティに関する最新の知識を習得する必要がある。

今後の取組・方向性

【総合政策課】

- ②引き続き、新入職員をはじめ、市職員に対し、情報セキュリティ研修を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【総合政策課】

- ②随時実施する。

施策の方向性

③

令和5年度の主な取組

【商工振興課】

- ③職場内におけるハラスメント研修について、講師の招へいに伴う費用の一部を補助した。

【人権啓発センター】

- ③広報紙やホームページ、FM805を通じて、ハラスメント防止についての周知を行った。
- ③企業・事業所等が実施する自主的な人権学習に講師を派遣した。(1事業所)

主な課題

【商工振興課】

- 働きやすい職場環境づくりに向けたハラスメント研修を開催している事業所が少ない。

【人権啓発センター】

- 人権が尊重され、働きやすい職場環境づくりにつながった。しかし、講師派遣件数自体は1件と伸び悩んでおり、制度を広く周知するなど、企業等における主体的な人権学習を推進する必要がある。

今後の取組・方向性

【商工振興課】

- ハラスメントを防止し、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、引き続き職場内研修の開催の普及啓発に努める。

【人権啓発センター】

- ハラスメントを防止し、人権が尊重される職場づくりや企業活動を推進するため、事業所に対する啓発を推進するとともに、家庭、地域などでの正しい認識の普及と啓発を引き続き実施する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【商工振興課】

- 年度内：今年度事業の執行及び次年度に向けた準備（予算編成、啓発）

【人権啓発センター】

- あらゆる機会を通じて広報し、ハラスメント防止の啓発に努める。
- 市内事業所向けに、人権研修講師派遣制度について引き続き周知を行い、企業等の人権学習の取組を推進する。

(10) 人権全般

◆人権啓発ラジオ番組の放送

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 身近な学習ツールとして、様々な人権課題や市が実施する事業の情報をラジオ放送を通じ発信した。また、聞き逃した方にも学習していただけるように、原稿を市ホームページに掲載した。(番組名：あなたに寄り添う 心のハーモニー、月～土曜日、週6回、1回5分、年間30週放送)

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 効果を把握するのが難しいが、番組自体の周知を幅広い媒体で行う必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 広報紙や市ホームページを活用し、人権啓発ラジオ番組の周知を図る。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 今後も継続して市民の人権意識の高揚に向けた番組を制作・放送する。

◆人権コラム「じんけんのとびら」による啓発

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 様々な人権課題について市民の方に伝えるため、広報紙の人権コラム「じんけんのとびら」を毎月掲載した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 人権を身近に感じていただくような内容を取り上げる必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 引き続き、身近な広報紙面上に、コラムを掲載する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 今後も継続して様々な人権課題について市民に伝えるよう人権コラムを掲載する。

◆人権講演会の開催

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 一人ひとりの市民がさまざまな人権問題について、正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るため、「人権文化をすすめる市民運動」推進強調月間の8月に合わせて開催した。
- 「ネット上の人権侵害」をテーマに、講師木村響子さんによる講演会を実施。参加者 127 人。アンケート結果では、人権についての関心や理解が深まったと回答した割合 89.9%となった。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- より多くの市民が参加され、人権に関する理解が深まるよう内容の充実を図る必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 市民一人ひとりが家庭や学校、地域、職場など、あらゆる場面で人権についての正しい理解を深めるため、8月の人権文化をすすめる県民運動推進月間に合わせ、様々な人権講座を集中して開催し、受講したい講座を選択できる方法に改める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 人権講演会の代わりに、「たんば人権講座」と題してシリーズ化し、様々な人権講座を選択して受講できるように講座内容を変更する。

◆「丹（まごころ）の里 人権のつどい」の開催

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 12月の人権週間に合わせて、市、市教委、市同教、神戸地方法務局柏原支局、人権擁護委員協議会等の関係団体との共催で開催した。
- 中学生人権作文朗読、人権活動事例報告、染谷西郷さん（ロックバンド「FUNKIST」ボーカル）によるトーク&コンサートを実施した。参加者 197 人。参加者の 80.2%が、「人権についての関心や理解が大変深まった・深まった」と回答した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- より多くの市民が参加され、人権に関する理解が深まるよう内容の充実を図る必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 各団体と連携し、内容の充実を図りながら、「丹の里 人権のつどい」を12月に実施する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 令和6年12月8日（日） 丹の里 人権のつどい講演会開催
講師：大島花子氏 トーク&コンサート「つながる命大切な命」

◆人権の花運動

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 柏原人権擁護委員協議会の各委員と連携協力し、市内小学校児童を対象に人権の花運動を実施した。花を育てることを通じ、命の大切さや人権尊重について理解を深めことができた（5校で実施）。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 実施小学校からの報告書による感想・結果を踏まえながら実施する必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 引き続き、人権擁護委員と協力し、事業実施を行う。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 小学校児童を対象に人権の花運動を引き続き実施する。

◆住民人権学習推進員と支援者への支援

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 市民主体の住民人権学習を推進するため、住民人権学習推進員と支援者を対象に研修会を開催し、住民人権学習会の目的や推進員の役割、学習会の手法などについて説明を行った。
- 自治会からの依頼に応じて、住民人権学習支援者が住民人権学習会に参画し、学習会の支援を行った。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 住民人権学習会は、市民にとって身近な地域で人権について学ぶ機会となっているため、継続して、地域における学習機会の提供をすすめることが重要である。
- 住民人権学習推進員の活動に対する支援を行い、地域における学習機会の充実を図ることが必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 住民人権学習推進員からの相談に対応し、「住民人権学習のすすめ方ガイドブック」を作成

の上配布し、主体的に住民人権学習会が実施できるよう継続して支援する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 令和6年5月～6月 住民人権学習のすすめ方研修会を継続して実施する。

◆地域人権教育事業の実施

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 地域の人権課題や人権意識の高揚を図るため、学校における人権教育の取組と連携しつつ、「地域人権教育事業」を実施した。講師による学習会や現地学習、文化祭などでの発表を行った。（6中学校区、参加者265人）

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 人権についての正しい知識の習得と人権意識を高める機会となっているため、内容の充実と工夫が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 担当者会で各校区の取組事例や手法などの情報を共有し、適正な事業執行に努めるとともに、より充実した内容となるようすすめる。（市内6中学校区での事業実施）

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 地域人権教育事業を引き続き実施する。

◆中学校人権学習交流集会の開催

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 市内の中学生が一堂に会して、他校生と交流する中学校人権学習交流集会を開催した。人権について学習を深め人権意識の高揚を図ることができた。（6中学校区、参加者158人）

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 人権についての正しい知識の習得と人権意識を高める機会となっているため、内容の充実と工夫が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 学校と連携し、引き続き事業実施に取り組む。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 中学校人権学習交流集会を引き続き実施する。

◆じんけん標語の募集と人権パネル展

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- こどもたちが様々な人権課題を考え、人権尊重の重要性や必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけるために、市内の小学5・6年生及び中学生を対象に人権に関する標語を募集し、優秀な作品について表彰を行った。応募作品 222 作品。
- 商業施設（丹波ゆめタウン）で人権パネル展を行い、応募作品の展示を行った。作品展示を通して広く市民に人権啓発をする機会となった。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 効果的な人権尊重意識の啓発が今後も実施されるよう、さらに内容を充実させる必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 引き続き、学校を通じて作品募集を行い、入賞作品の決定、表彰を行う。
- 商業施設での作品展示も継続し、広く市民への人権尊重意識の啓発に努める。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 令和6年 11 月 29 日～12 月 6 日 人権パネル展

◆啓発資料（DVD）の貸出

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 様々な人権問題への理解を深めていただくために、人権にかかわる啓発DVDを貸し出し、住民人権学習会や職場での学習を推進した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 様々な人権課題に対応した教材を収集するとともに、貸出について周知広報する必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 住民人権学習推進員研修会での周知や、ホームページや広報紙を通じて、貸出事業のことをPRし、市民の主体的な人権学習の機会を提供する。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 住民人権学習会などで人権啓発DVDを活用してもらえるよう周知を図る。

◆平和推進事業

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 8月6日、9日の広島・長崎への原爆投下、15日の終戦記念日に合わせ、「ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル展」を実施した。（7/28～8/15、山南住民センター）
- 被爆体験伝承講話の開催（7/30）

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 戦争は最大の人権侵害であり、恒久平和の実現を願い、多くの市民に戦争の悲惨さや平和の尊さなどを伝える取組が必要である。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 引き続き写真パネル展を実施するとともに、被爆体験伝承講話を開催し、関心と理解を深める市民への啓発に取り組む。

今後のスケジュール

【令和6年度の取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 7/26～8/15 ヒロシマ・ナガサキ原爆写真パネル展実施（ライフピアいちじま）
- 8/4 被爆体験伝承講話の開催

◆人権に関する相談・支援の充実

令和5年度の主な取組

【人権啓発センター】

- 人権に関わる相談や生活上の相談に応じる隣保館総合生活相談を開催した。常設以外に、各住民センター等での出張による相談も行い、必要に応じて関係部署と連携しながら、適切な助言指導を行った。（相談件数：50件）
- 人権に関する様々な相談窓口について、市関係の情報だけでなく、県・法務局なども含め、広報紙で周知するとともに、一覧を市ホームページに掲載した。また、各種事業やイベントを通じ周知した。

主 な 課 題

【人権啓発センター】

- 複雑・多様化する相談内容に対応する必要がある。
- 市民にとって身近な相談窓口となるよう広報していく必要がある。

今後の取組・方向性

【人権啓発センター】

- 複合的な相談に対応するため、連携して対応していくとともに、相談者にとって分かりやすい窓口の案内を行っていく。

今後のスケジュール

【令和6年度取組（令和6年度以降の取組含む）】

【人権啓発センター】

- 人権等に関する相談業務を引き続き実施する。
 - 土日や夜間の開催を試行的に行う。
-

